

平成 27 年度

事業計画書
収支予算書

公益財団法人東京しごと財団

目 次

事業計画書

はじめに	3
【公1：高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定されるシルバー人材センターなど高年齢者のいきがいの充実及び社会参加の促進を図るために必要な事業】	
【I】 雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発	4
【II】 シルバー人材センター事業等の推進	5
I シルバー人材センターの運営に関する援助、育成等.....	6
II 高齢者のための就業機会の確保及び提供等.....	11
III 広域企画提案による就業機会の確保.....	12
IV 人材情報バンクの整備.....	13
V 福祉・家事援助サービスの推進.....	14
VI シルバー人材センター一般労働者派遣事業.....	15
VII シルバー人材センター向け人材開発コース「シルバー人材センター就業支援講習」・・	16
VIII 職域拡大技能講習.....	16
【公2：雇用・就業に関する相談、講習、能力開発等の事業、並びに、女性・高年齢者・障害者等の雇用就業に関する個別支援事業】	
【I】 雇用・就業に関する調査・研究、情報の収集・提供及び普及啓発（再掲）・・・	17
【II】 障害者就業支援事業の推進.....	18
I 総合コーディネート事業.....	19
II 中小企業に対する支援.....	21
III 障害者に対する多様な委託訓練.....	22
【III】 東京都しごとセンター事業の推進.....	23
I 東京都しごとセンター事業の管理運営	25
II 総合相談窓口の設置、多様な働き方に対する支援	26
III 若年者の雇用就業支援	29
IV 中高年者の雇用就業支援	34
V 高年齢者の雇用就業支援	38
VI 女性の再就職支援	43
VII 東京都しごとセンター多摩事業	47
【IV】 緊急就職支援事業の推進.....	50
【収1 損害保険の代理業】	
シルバー人材センターおよび会員等に係る損害保険代理業.....	51

平成 27 年度 公益財団法人東京しごと財団 事業体系	54
財団の管理運営	56

収支予算書

平成 27 年度収支予算書	61
平成 27 年度収支予算書内訳表	67

資金調達及び設備投資の 見込みを記載した書類	75
---------------------------------	----

参考資料

平成 27 年度収支予算書（資金ベース）	79
----------------------------	----

事業計画書

はじめに

日本の経済は緩やかな回復基調が続いており、平成27年2月には株価が約15年ぶりの高値となった。昨年の消費増税後の停滞から抜け出し、日本企業が競争力を取り戻しつつあると言える。

東京の雇用情勢についても、有効求人倍率は上昇を続け、平成26年の下半期には1.6倍前後とバブル景気時の平成2年3月以来の水準を取り戻しつつある。また、南関東の完全失業率は3%台で推移しており、改善傾向が続いている。

一方で、少子高齢化の進展に伴う労働力不足や非正規雇用者の増加、早期離職してしまう若者、全国を下回る都内民間企業の障害者の実雇用率など、雇用を取り巻く課題は山積している。

「東京都長期ビジョン」（平成26年12月東京都策定）においても、非正規雇用者の正規雇用に向けた支援や若者のキャリア形成促進、働く意欲のある高齢者の就業支援、女性の再就職支援、障害者の雇用・就労等の促進などが取り上げられており、こうした課題の解決が急務となっている。

こうしたなか、公益財団法人東京しごと財団（以下、「財団」という。）は、若年者から高齢者まで、すべての年齢層の都民を対象に雇用・就業支援を着実に実施していく。

シルバー人材センター事業については、喫緊の課題である就業機会の確保や会員拡大に向けた事業を、地区シルバー人材センターと一体となって取り組み、高齢者のいきがいの充実及び社会参加の促進を図る。特に、家事援助サービス事業については、地域の担い手として、その期待に応えるため従事会員の能力向上を図る。

障害者就業支援事業については、総合コーディネート事業による障害者の就業機会拡大を図るため、職場体験実習においてミニ面談会を新たに実施し、マッチングの強化を図るとともに、障害者雇用実務講座の規模を拡充し、中小企業における障害者雇用の推進に努める。また、委託訓練により職業訓練機会を提供し、習得した知識を就業に活かす。

東京都しごとセンター事業については、利用者の多様なニーズにきめ細かく、的確に対応していく。キャリアカウンセリングを基本とした年代別支援とあわせて、新規学卒者を含む若者と中小企業との交流や職場訪問など早期就業に向けた支援や本人が望まないにもかかわらず非正規雇用にある不本意非正規雇用者の正規雇用化に向けたプログラム、45歳から54歳までの中高年層のキャリアチェンジ支援、65歳以上のシニア向け職場体験事業等の属性別特別支援を新たに実施するとともに、平成26年に開設した女性しごと応援テラスによる女性の再就職支援を充実させていく。また、東京都しごとセンター多摩においても、地域関係団体との一層の連携を図るとともに、多摩地域の中小企業と学生との交流会を新たに実施し、中小企業への若者の就職の促進を図る。

以上を踏まえ、財団は東京都しごとセンター指定管理者として、管理運営を適切に行うとともに、東京労働局、ハローワーク、職業能力開発センター、事業主団体、就労支援センター、関係行政機関等と緊密に連携しながら、東京都とともに、雇用・就業支援を推進していく。

【公 1 : 高年齢者の雇用の安定等に関する法律に規定される シルバー人材センターなど高年齢者のいきがいの充実及び 社会参加の促進を図るために必要な事業】

【 I 】 雇用・就業に関する調査・研究、 情報の収集・提供及び普及啓発

財団では、シルバー人材センター事業の支援や障害者就業支援事業、東京都しごとセンター事業等を実施し、都民の雇用・就業促進に取り組んでいる。

こうした多岐にわたる事業を効果的・安定的に運営していくため、雇用・就業に関する調査・研究を行うとともに、財団事業についての普及啓発活動を実施する。

1 調査・研究

財団事業をより一層効果的・安定的に展開していくため、雇用・就業に関する情報の収集、統計・分析を行うとともに、課題の把握、解決に向けた具体的な施策を立案するため、調査・研究を行う。

2 普及啓発

(1) ホームページの運用

財団ホームページを財団事業のポータルサイトとして充実を図るため、各事業に関する最新情報の提供などの広報を行う。

また、公益法人として、事業計画や収支予算書などについてホームページを通じて情報公開を行う。

(2) 年報の発行

財団の事業沿革、業務統計等についてとりまとめた年報を発行する。

【Ⅱ】シルバー人材センター事業等の推進

シルバー人材センター事業は、昭和49年に東京都高齢者事業団が発足して以来41年を迎え、会員数は8万4千人、契約金額も320億円の規模にまで発展した。一方、発足から41年を経てシルバー人材センターを取り巻く状況は大きく変化してきている。

シルバー人材センター事業において、会員の高齢化等に伴い事故の発生件数が高止まり傾向にあり、安全就業は最重要課題の一つである。また、就業機会の確保では、団塊の世代の参入を促進するためには、より多様な就業機会の確保も重要な課題である。今後は、介護保険法改正による新たな生活支援事業の拡大が見込まれ、これまで以上に地域に根ざした自律的経営が求められている。

このような状況を踏まえ、平成27年度については、次の5点に重点的に取り組みシルバー人材センター事業の推進を図る。

第1 安全就業の推進

シルバー人材センターの安全就業体制を整理し、事務局の安全担当者（安全就業推進員）の育成を図ることで、自律的な安全就業推進体制を整えていく。また、賠償事故が多い除草職種の安全対策を推進するため、刈払機による飛び石防止講習を実施する。

就業途上においては、自転車利用時の事故が多く、また重篤化する傾向があるため、引き続き自転車利用時の安全対策を推進する。

第2 就業機会の確保

シルバー人材センターに適した就業機会を確保するため、広域企画提案による就業機会の確保事業を実施する。また、有資格者情報を一元管理することにより、発注者からの問合せへの対応の迅速化を図るため、人材情報バンクの整備を行う。さらに一般労働者派遣事業を試行実施する。

平成16年の地方自治法改正により、シルバー人材センターは政策目的随意契約の対象団体となった。今後も既存契約を良好に履行することで継続受注を目指すとともに、地域に貢献しているシルバー人材センターの活動を広報・PRしながら、地元自治体に同制度の活用を働きかけ、新規受注を目指す。

第3 会員拡大の推進

シルバー人材センターの安定的な事業運営を行うにあたって、事業を担う会員の継続的な獲得に取り組む。

第4 適正就業の推進

就業実態の把握や文書による指導によって適正な契約を推進する。また、就業実態に則した契約書類の整備、平成26年度に指導した事項の改善状況の確認を行う。引き続き、適正就業指導員による巡回指導等を行うとともに、国による定期調査の結果を指導内容に反映することにより、適正就業の推進を図る。

第5 シルバー人材センターの経営支援

公益社団法人として円滑な運営が図れるよう、引き続き専門家を活用した巡回指導等を行う。また、公益社団法人の運営や事務局職員の一層の能力向上に資する研修を実施することで、シルバー人材センターの人材育成を支援する。

事業計画

I シルバー人材センターの運営に関する援助、育成等

財団が都内58区市町村と締結している出捐協定及びシルバー人材センターと締結している覚書に基づき、出捐金の運用収入等を財源として、シルバー人材センターに対する援助・育成等の事業を実施する。

1 事業運営に関する援助及び指導

シルバー人材センター組織及び事業の運営に関して相談・調整・指導等を実施し、事業の円滑な運営を図る。

(1) 日常業務に対する援助、指導

シルバー人材センターの運営上で発生する規程類の解釈など組織運営上の諸問題や契約書の処理など事業運営上の諸問題について、随時相談・調整・指導を行う。特に適正な請負契約を推進するために、契約書類の整備及び就業実態の把握を行い、文書による指導の改善状況の確認を行う。

(2) 適正就業指導員の配置

会員の適正就業を推進するため、指導員を配置し、シルバー人材センターへの巡回指導を行う。また、指導員は適正就業に関する相談や研修の講師を行い、シルバー人材センターの適正就業の徹底を図る。

(3) 事業運営等に対する法律相談・会計指導

法人の運営や会員の就業など様々な問題について、弁護士及び公認会計士による専門相談を実施し、専門的な立場からの相談、指導を行う。

(4) 専門家との連携による実務指導

シルバー人材センターの労務問題の相談、就業規則等規程の整備・活用、関連法令の遵守、官公庁への申請・届出等の助言を行い、公益法人として円滑な運営が図れるよう、専門家と連携し指導を行う。

(5) 事業実績の収集・提供

効果的・効率的な事業運営をしていくための基礎資料としてシルバー人材センターの事業実績を収集・分析するとともに、その結果をシルバー人材センターや関係機関等へ提供する。

(6) 就業機会確保事業（公益認定申請時の「広域的受注調整事業」を名称変更）

広域企画提案による就業機会の確保事業と連携し、シルバー人材センターに適した新規事業の検討及び既存事業の強化を行うため、就業開拓ワーキンググループを開催する。また、シルバー人材センター担当職員を対象とした就業開拓員勉強会の実施、シルバーしごとネット運用のマニュアル化やシルバー人材センター間の相互運用・協力体制の整備を行うなど広域調整を強化し、就業機会の確保を図る。

(7) 財団発行のシルバー人材センター研修テキスト等の頒布

研修テキスト・ビデオ等について一層の利用拡大に向けて積極的にPRを行うとともに、ホームページで購入申込を受け付け、購入手続きの利便性を確保する。

2 安全就業

シルバー人材センターの安全就業の体制を整理し、事務局の安全担当者（安全就業推進員）の育成を図る。また、事故が多い職種 of 安全対策を推進するため、講習を実施し、安全対策の推進を図る。

就業途上においては、自転車利用時の事故が多く、また重篤化する傾向があるため、引き続きヘルメット着用推進や自転車の安全な乗り方ガイドによる普及啓発、公益財団法人日本自転車普及協会と連携したシミュレーターを使用した自転車安全講習会の実施や警察等と連携した情報の提供などを行い、自転車利用時の安全対策を推進する。

また、より早く正確な事故情報等を収集し、集計・分析結果をシルバー人材センターに提供するために事故管理システムを運用するとともに、事故の情報をとりまとめた安全通信を定期的に発行する。

さらに、会員自らが就業中や就業途上の事故を未然に防止し、安全に就業していくため、研修等のあらゆる機会を通じ意識啓発を図る。

(1) 安全就業パトロール指導員の配置

会員の安全就業を推進するため、指導員を配置し、シルバー人材センターへの巡回指導を行う。また、安全に関する相談や研修の講師を行い、シルバー人材センターの安全就業の徹底を図る。

(2) 安全就業強化月間

7月を安全就業強化月間と設定し、シルバー人材センター安全大会の実施や安全就業の啓発ポスター・チラシの作成・配布など、集中的に安全対策事業を展開し、全都的な安全（事故防止）に対する意識の高揚を図ることにより、シルバー人材センターの安全就業の取組みを支援する。

(3) 安全就業推進連絡会議

都内シルバー人材センターが一体となって安全就業を推進するため、地域ブロックの代表等で構成する連絡会議を開催し、年間計画や重点対策などの取組みを検討する。

(4) 普及啓発のための各種教材の作成・貸出し

安全就業読本を作成するとともに、財団所有の安全就業教材やビデオテープ等の貸出しを行い、各シルバー人材センターの安全就業の取組みを支援する。

(5) 安全就業対策事業への助成

安全就業の推進と事故防止の徹底等を支援するため、地域ブロック等が実施する安全就業事業に対し、それに要する経費について審査の上で助成を行う。

3 普及啓発

都民に対して、ボランティア活動等のあらゆる機会を通じて、シルバー人材センターの理念と事業を幅広く普及啓発し、シルバー人材センター事業の充実と拡大を図る。

(1) 広報活動

10月を広報活動強調月間と設定し、東京しごとセンターの特設展示コーナーを活用するなど、財団、シルバー人材センター、東京都及び区市町村が一体となって統

一的かつ広域的な広報活動を行う。なお、広報活動に取り組む日として、シルバーの日を設定しシルバー人材センターの広報活動を促進する。また、年間を通じてイメージキャラクター「シルバーくん」や広報資材等を活用し、各シルバー人材センターとともにシルバー人材センター事業の充実と就業の拡大を図るとともに、連合ホームページを通して随時情報を発信していく。併せて、登録商標である「SCマーク」及び「シルバーくん」の適正な使用についても普及していく。

(2) シルバーとうきょうの発行

シルバー人材センター・他県の連合や関係行政機関との相互理解・連携を図るためシルバーとうきょうを発行する。シルバーとうきょうはホームページにおいても閲覧可能とし、広くシルバー人材センターの情報を発信する。

(3) 地域高齢者活躍推進事業

シルバー人材センター事業の中核となる「団塊の世代」を主なターゲットとした会員獲得を重点的に行うため、各シルバー人材センターが実施する広報・PR活動のための経費の補助を行う。

4 役職員等の研修等

役職員等研修体系に基づき、計画的・体系的に実施していくとともにシルバー人材センターの抱える課題の解決に向けた研修を実施していく。また、公益社団法人の運営や事務局職員の一層の能力向上に資する研修を実施することで、シルバー人材センターの人材育成を支援する。

(1) 役員等研修

シルバー人材センター事業運営の中核を担う理事等役員に対し、その職責、役割の重要性を認識させるとともに、自主・自律的に事業運営を行うために必要な知識、手法を付与する。

ア 理事研修

イ 監事研修

ウ 安全リーダー研修

(2) 職員研修

シルバー人材センター事業の理念、事業の抱える課題、運営に関わる一般的及び専門的知識や情報を提供し、事業の拡大・発展の中心的役割を担う人材を育成する。

ア 職層別研修

(ア) 若手職員研修

(イ) 中堅職員研修

(ウ) 管理・監督者研修

イ 一般研修

(ア) 課題研修

(イ) 実務研修

(ウ) 悉皆研修

ウ 昇任選考研修（事務局長代理・次長・主任への昇任対象者）

エ 職員研修派遣

シルバー人材センター事務局の活性化と職員の能力開発を図ることを目的として、職員の研修派遣を行う。昇任時には悉皆研修とし、希望者等に対しても特別研修として積極的活用を促す。

(3) シルバー人材センターフォーラム

シルバー人材センターの表彰や事業の基本理念に基づく組織活動や就業に関する取組みの発表など、シルバー人材センター同士の研鑽や交流を図る場として、10月にシルバー人材センターフォーラムを実施する。

(4) シルバー人材センターが実施する研修の支援

シルバー人材センターが実施する研修（ブロック研修を含む）に関して、企画の相談及び講師の紹介、講師として財団職員等を派遣、教材及び情報の提供等を行う。

5 事務局職員の勤務条件等の調整及び福利厚生事業への助成

シルバー人材センター事業を推進するうえで、統一的に取り扱うことが望ましい事務局職員の労働条件、任用制度等について調整等を行う。

(1) 職員の任用、給与制度等の調整及び指導

職員の任用、給与制度等について調整及び指導を行う。

(2) 職員昇任選考委員会

職員の昇任研修及び選考・考査に関して、その一体性と公平性を確保するため、職員昇任選考委員会を開催し、必要に応じて研修・考査内容の検討を行う。

(3) 職員問題検討委員会

職員の勤務条件、任用制度、人材育成等の課題を検討する。

(4) 東京都シルバー人材センター職員互助会に対する助成

職員互助組合による事務局職員の健康管理を支援するため、健康診断の経費の一部を助成する。

6 関係団体等との連携

シルバー人材センター事業の積極的な推進を図るため、東京都及び東京労働局との連携を図るとともに、区市町村等との連絡会議（関係機関連絡調整会議）を開催する。

また、今後も公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会と連携を図っていく。

7 連合事業の実施及び連合交付金の交付

シルバー人材センターの運営に関する援助及び業務遂行上の調整を行うとともに、シルバー人材センターが実施する運営費補助事業等に係る連合交付金を交付する。

(1) 連合事業に関する指導・調整

シルバー人材センターに対する総合調整機能を発揮するとともに、連合本部とシルバー人材センターの一体的な事業運営を促進するための指導・調整を行う。

(2) 連合交付金の交付

シルバー人材センターが実施する運営費補助事業、地域ニーズ対応事業、企画提案方式による事業、高齢者活用・現役世代サポート事業に対して、連合交付金を交付する。

8 連合の会議

シルバー人材センターと協議・調整及び連携を行い、連合事業の円滑な推進を図るため、連合の会議を開催する。なお、開催にあたっては、多摩地域での開催も考慮する。

(1) 会長会議

シルバー人材センター事業の基本的事項に関することや連合の事業計画等について協議を行う。

(2) 事務局長会議

事業運営に関する具体的事項について協議・調整を行う。また、事務局長会議に総務部会及び事業部会を置き円滑な運営を図る。

(3) 実務担当者会議

事業運営上の実務に関して、実務担当者同士の情報の共有化を図る。

(4) ブロック連絡会

シルバー人材センターの意向をより活かした連合事業を実施するため、ブロックの現況や連合に対する要望等について、シルバー人材センター会長と連合幹部とが相互に情報交換を行う。

Ⅱ 高齢者のための就業機会の確保及び提供等

東京都シルバー人材センター連合として東京都の指定を受けた財団（以下、この章においては「連合本部」という。）は、シルバー人材センターの事業の発展・拡充を目指し、国から受け入れる高年齢者就業機会確保事業費等補助金（以下「連合交付金」という。）を基に、高齢者の就業機会確保のための事業を実施する。

1 活動分野拡大事業（公益認定申請時の「広域的受注調整事業」を名称変更）

就業機会確保事業と広域企画提案による就業機会の確保事業と併せ、シルバー人材センターとの連携による就業の開拓、広域にわたる仕事の仲介等を実施する。

- (1) シルバー人材センターとの連携による就業の開拓
- (2) 広域的受注調整
- (3) 勉強会等の実施
- (4) 企業向けパンフレットの作成

2 シルバー体験講習事業

シルバー体験講習は、地域の一般高齢者が退職後の働き方を選択する際に、シルバー人材センターの具体的内容に関する情報が不足している。この現状を踏まえ、より自分にあった新たな働き方を選択できるようセンターの就業体験等を含めた講習を実施することで、シルバー人材センターの理解に繋げる。

（コースの実施規模）

区 分	内 容
実施回数	14回
実施内容	○シルバー人材センターとは？ ○シルバー就業体験 ※体験内容は、各センターの就業状況等を踏まえ、調整のうえ決定する。
日 数	1 コース 平均1日
定 員	計280人（20人×14回）

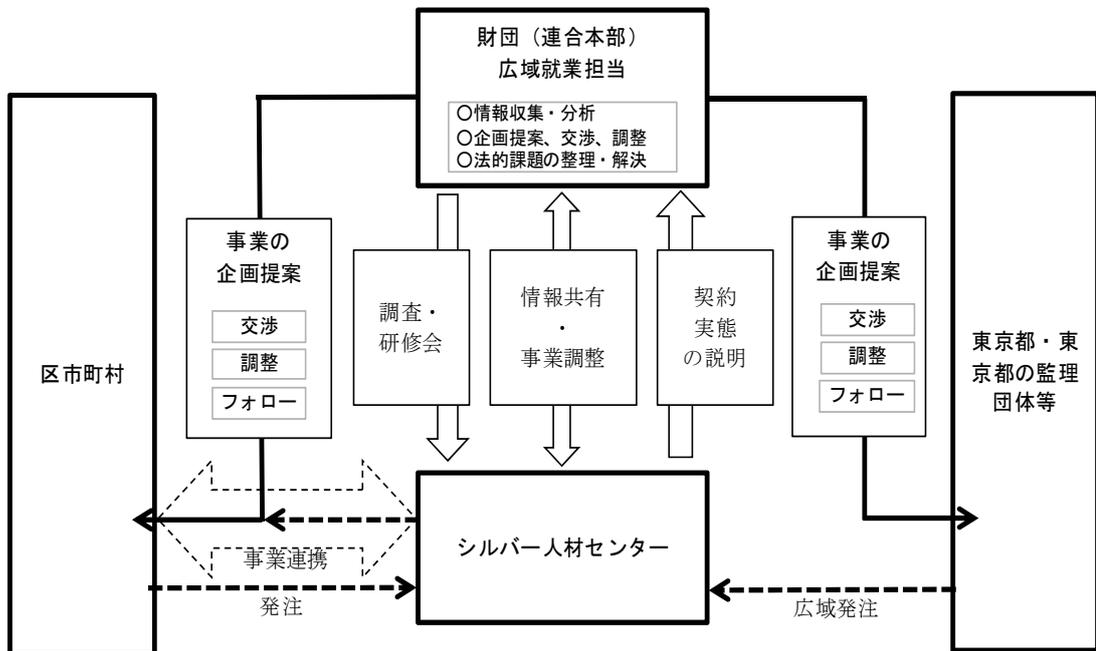
Ⅲ 広域企画提案による就業機会の確保

行政のニーズに合わせた事業を、連合本部とシルバー人材センターが共働で企画提案を行い、会員の就業機会の拡大を図るとともに、都内全域への事業展開を行う。

また、広域的に展開できる就業については、東京都各局及び都の監理団体並びに商工会議所、信用金庫、工業団体等の地域関係機関等へも企画提案を実施する。

1 実施内容

- (1) 区市町村への事業提案、地区シルバー人材センター就業開拓担当者の勉強会
- (2) 東京都各局、都の監理団体、商工会議所、信用金庫、工業団体等の地域関係機関等への事業提案



IV 人材情報バンクの整備（新規）

シルバー人材センターにおける就業機会の拡大を図るため、シルバー人材センター会員の人材情報を集約して活用する「人材情報バンク」システムを新たに開発する。

「人材情報バンク」システムにより、シルバー人材センター会員の資格・経験等の人材情報を連合の業務管理システム上で一元的に管理することが可能となる。

集約した人材情報は、連合本部並びにシルバー人材センターが就業開拓を行う際に活用するとともに、人材情報（個人情報を除く）をWeb上で公開することで、企業等の発注主に向けて広く発信する。

1 実施内容

平成27年度は、連合が「人材情報バンク」システムを開発する。開発したシステムは、平成28年度の本格導入に向けて連合本部及びシルバー人材センター間で検討協議を行い、運用ルールを整備する。

2 「人材情報バンク」システムの詳細

(1) システムで管理する情報

シルバー人材センター会員の資格・経験等の人材情報

(2) 活用方法

ア 連合本部及びシルバー人材センターが就業開拓を行う際に活用する。

イ 連合ホームページに人材情報（個人情報を除く）を公開し、企業等の発注主に向けて発信する。

V 福祉・家事援助サービスの推進（新規）

地域の高齢者等へ家事援助サービスの提供を通じたサポートを推進するため、高齢者である会員が活躍できるよう会員の能力の向上とマッチング機能の充実を図る。

1 研修の実施

シルバー人材センターでの家事援助サービスを推進するため、会員が安心して就業できるよう家事援助・生活支援に必要な能力を付与する研修を実施する。

（研修の実施規模）

区 分	日数	回数	定員 (1回あたり)	定員 (年間)
家事援助サービス基本研修	2日程度	年2回	25人	50人
生活支援サービス研修	7日程度	年4回	25人	100人
合 計	—	年6回	—	150人

2 コーディネーターの設置

シルバー人材センターと家庭や地域包括支援センター等の関係機関との連携・マッチング機能を増進するため、シルバー人材センターに福祉・家事援助コーディネーターを配置する。

3 交流会の実施

福祉・家事援助コーディネーター及び会員間の情報交換やスキルアップを図るため、交流会を実施する(年2回)。

VI シルバー人材センター一般労働者派遣事業

平成16年6月の「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正により、シルバー人材センター事業の範囲内（臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務）で、連合が東京労働局へ届出ることにより一般労働者派遣事業をシルバー人材センターで行うことが可能となった。

本事業は連合本部とシルバー人材センターが各々の役割分担に基づき、一体となって実施するものであり、連合本部とシルバー人材センターの役割を整理したうえで、これまでの事業の実施状況や一般労働者派遣事業を取り巻く環境等を踏まえながら、高齢者の多様な就業機会を確保するために、適正な事業運営が図れるように試行実施していく。

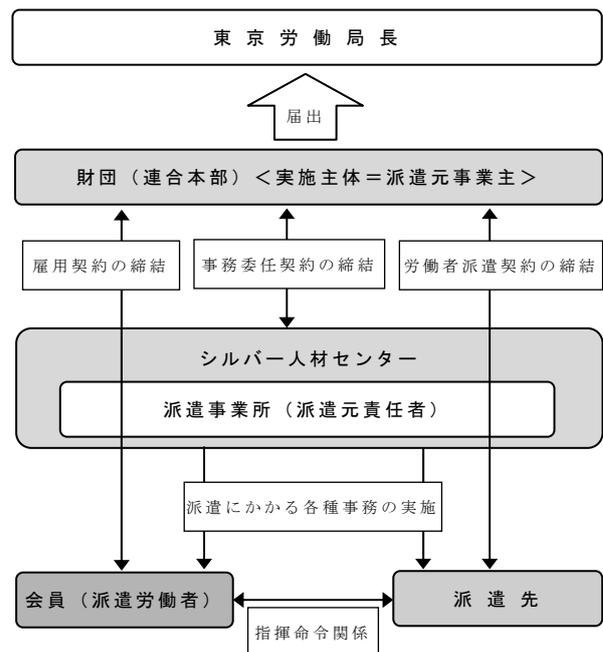
1 派遣の仕組

(1) 財団

連合本部である財団が実施主体（派遣元事業主）として、派遣先との契約や派遣労働者（派遣されるシルバー人材センター会員）との労働契約の当事者となる。なお、当事業に係る事務処理等は当該シルバー人材センターに委任する。

(2) シルバー人材センター

派遣元事業主である財団から委任を受け、当事業に係る事務処理等を行う。



○派遣元事業主＝公益財団法人東京しごと財団（シルバー人材センター連合本部）

○派遣元責任者＝シルバー人材センターの職員（派遣元事業主が委嘱する）

業務内容：就業会員の選定、労働契約の締結、労働条件通知書、就業明示書の交付等

○派遣事業所＝シルバー人材センター内に設置する派遣元事業主の事業所

○シルバー人材センター職員は、派遣事業所長（＝シルバー人材センター事務局長）を補佐し、派遣事業に必要な事務処理を行う。

2 平成27年度届出センター

連合本部（財団）及び5地区シルバー人材センター（荒川区・葛飾区・調布市・東久留米市・多摩市シルバー人材センター）

3 高齢者活躍人材育成事業（新規）

高齢者活躍人材育成事業は、一人でも多くの地域高齢者が地域における活躍の場に参画できるように、国からの委託を受けて実施する。

シルバー人材センター一般労働者派遣事業による就業を希望する地域高齢者に必要な知識及び技能等を付与することを目的とした講習を実施し、人材の育成を図る。

Ⅶ シルバー人材センター向け人材開発コース「シルバー人材センター就業支援講習」

シルバー人材センターでの就業を希望する就業意欲のある高齢者が、希望分野で働くことができるよう必要な基礎知識を付与するとともに、既会員の新たな就業分野へのチャレンジを支援する目的として実施する。

実施にあたっては、講習の地域展開や期間の短期化を図ることで受講者の利便性向上を図る。

また、地域ごとに異なる受講ニーズにきめ細かに対応する地域提案型講習を実施し、地域会員の就業機会の拡大を図る。

(講習の実施規模)

区 分	内 容
実施回数	24講習
実施科目	毛筆筆耕、襖の張替え・障子の張替え、パソコン出張サービス、植木の剪定、福祉・家事援助サービス（ハウスクリーニング）、包丁研ぎ、ステップアップ接遇 など
日 数	1 講習 平均 5 日
定 員	計480人

Ⅷ 職域拡大技能講習

職域拡大技能講習は、新たな技能の習得とコーディネーター、リーダー等キーパーソンとなる会員の養成を図り、安定的な受注と新たな就業機会の確保に繋がることを目的に実施する。

平成27年度は、会員のレベルアップのための「襖の張替え」「刈払機作業従事者安全衛生講習」、福祉・家事援助サービスにおける会員コーディネーター養成のための「福祉・家事援助サービスコーディネーター講習」、サービス分野（利用者対応等）における会員リーダー養成のための「サービス分野リーダー養成講習」を実施する。

(コースの実施規模)

区 分	内 容
実施回数	5 回
実施コース	襖の張替え（1回） 刈払機作業従事者安全衛生講習（1回） 福祉・家事援助サービスコーディネーター講習（1回） サービス分野リーダー養成講習（2回）
日 数	1 コース 平均 2 日
定 員	計120人

【公2：雇用・就業に関する相談、講習、能力開発等の事業、並びに、女性・高齢者・障害者等の雇用就業に関する個別支援事業】

【I】雇用・就業に関する調査・研究、 情報の収集・提供及び普及啓発（再掲）

財団では、シルバー人材センター事業の支援や障害者就業支援事業、東京都しごとセンター事業等を実施し、都民の雇用・就業促進に取り組んでいる。

こうした多岐にわたる事業を効果的・安定的に運営していくため、雇用・就業に関する調査・研究を行うとともに、財団事業についての普及啓発活動を実施する。

1 調査・研究

財団事業をより一層効果的・安定的に展開していくため、雇用・就業に関する情報の収集、統計・分析を行うとともに、課題の把握、解決に向けた具体的な施策を立案するため、調査・研究を行う。

2 普及啓発

(1) ホームページの運用

財団ホームページを財団事業のポータルサイトとして充実を図るため、各事業に関する最新情報の提供などの広報を行う。

また、公益法人として、事業計画や収支予算書などについてホームページを通じて情報公開を行う。

(2) 年報の発行

財団の事業沿革、業務統計等についてとりまとめた年報を発行する。

【Ⅱ】 障害者就業支援事業の推進

障害のある人達の自立と社会参加を推進するためには、就業して生活することが最も重要なことの一つであり、障害者の雇用・就業の機会の拡大が強く求められている。

障害者雇用を一層促進するため、平成25年4月から、民間企業における障害者の法定雇用率は、1.8%から2.0%に引き上げられ、それに伴い障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員規模56人以上から50人以上に拡大された。しかし、平成26年6月1日の都内民間企業における障害者の実雇用率は、1.77%と過去最高を更新したものの、いまだ全国ベース（1.82%）を下回る水準である。

平成27年4月から、障害者雇用納付金制度の対象が従業員規模100人超の事業主に拡大される。また、平成30年4月から身体障害者・知的障害者に加え、精神障害者の雇用が義務化される。

こうした状況のなか、全都的な視点で関係機関等と連携した障害者の就業支援に取り組むとともに、新たに雇用を進めていく中小企業等に対する積極的な支援を実施する。

1 障害者の就業推進事業（総合コーディネート事業等）

総合コーディネート事業については、職場体験実習等から雇用・就業に結びつけるコーディネート機能を駆使し、障害者の就業機会の拡大に向けた取組みを行う。

なかでも、就職先の裾野を拡げるため、中小企業への雇用支援を強化することとし、企業が雇用ノウハウを蓄積するのに有効な職場体験実習について、障害者とのマッチングを行う面談会に加え、小規模な「ミニ面談会」を新たに開催し、適時受け入れ先企業と障害者とのマッチングを行う。また、平成26年度新規事業で反響の多かった障害者雇用実務講座の規模を拡充する。

さらに、問合せの多い発達障害者を対象とした就活セミナーの実施規模を拡充する。

東京ジョブコーチ支援事業については、増加する支援ニーズに的確に対応するため、東京ジョブコーチの登録者数を確保するとともに、様々な障害を持つ人に対する的確な支援ができるよう、専門的な知識・技能を身につける研修や実践事例検討会を行う。

なお、職場体験実習面談会、普及啓発セミナー、中小企業経営者向けセミナー、障害者就活セミナーについては、平成27年度から多摩地域における支援を展開する。

2 障害者委託訓練事業

障害者委託訓練事業については、就業を希望する障害者の増大に対応し、職業訓練受講機会を拡充するため、東京都から委託を受けて、地域の多様な委託訓練先を開拓するとともに、個々の障害者及び企業ニーズに対応した多様な訓練を実施する。

事業計画

I 総合コーディネート事業

職場体験実習等から雇用・就業に結びつけるコーディネート機能を駆使して、地域の就労支援機関など関係機関と連携を図りながら、障害者の一般就労に向けた普及啓発から就業支援、職場定着までの支援を行う。

1 障害者の就業に向けたコーディネート

(1) 障害者就活セミナー（拡充）

知的障害者、精神障害者及び発達障害者を対象に、働くことの意義や目的の理解、基礎的なビジネスマナー、模擬面接等、就職活動を行う上で必要となるノウハウを身につけるためのセミナーを実施する（6回）。このうち1回は多摩地区で開催する。

(2) 企業見学会・交流会

既に企業等で一般就労している障害者と求職者の交流会を開催し、情報交換の場を設ける（2回）。

(3) 就業に関する総合相談会

関係機関と連携し就業に関する相談会を実施する（4回）。

(4) 企業合同説明会

地域の就労支援機関等を通じて参加希望者を募り、雇用を検討している企業による合同説明会を実施する（2回）。

2 企業の障害者雇用に向けたコーディネート

(1) 法定雇用率未達成企業を対象とした「普及啓発セミナー」

ハローワークと連携し、主に中小企業等に対して障害者雇用の意識醸成を図るための「普及啓発セミナー」を実施する。また、中小企業の経営者を対象とした「中小企業経営者向けセミナー」を実施する。なお、両セミナーそれぞれ1回を多摩地区で開催する。

ア 普及啓発セミナー（4回）

イ 中小企業経営者向けセミナー（2回）

(2) 企業見学会

障害者雇用未経験企業を対象に、障害者を雇用している企業の見学会を開催する（1回）。

(3) 特例子会社向けセミナー

障害者の雇用拡大につながる特例子会社の運営等のための特別講座を開催する（1回）。

(4) 障害者雇用実務講座（拡充）

障害者雇用未経験の中小企業等を対象に、企業内で障害者雇用を中核的に進める人材を養成する「障害者雇用実務講座」を実施する（年5回）。

ア 知識・ノウハウ習得コース

障害特性や障害者雇用の流れなどの知識・ノウハウ付与と、企業見学（2日間コース）

- イ 実践演習コース
業務の切り出し等の演習、参加企業での取組み事例を発表（2日間コース）
- (5) 職場体験実習
 - ア 実習先企業の開拓
障害者雇用支援アドバイザーが職務分析や業務の切り出し等職場体験実習生受入れに必要なノウハウを実地で助言する。
 - イ コンビネーションジャンプ職場体験実習助成金事業
中小企業に経費面での支援を行い、職場体験実習受入れ企業の一層の拡大を図る（100件）。
 - ウ 職場体験実習企業紹介
地域就労支援機関等への情報提供や調整等を行う（随時）。
 - エ 職場体験実習面談会
職場体験実習面談会を開催し、受入先企業と障害者とのマッチングを行う（6回）。このうち1回は多摩地区で開催する。
 - オ 職場体験実習ミニ面談会（新規）
コンビネーションジャンプ職場体験実習助成金事業の対象企業を中心に、1回あたり3社程度の小規模な職場体験実習面談会を新たに開催し、適時受入先企業と障害者とのマッチングを行う（4回）。
 - カ 職場体験実習生への普通傷害・賠償責任保険料補助
障害者雇用の進んでいない企業に対して積極的に職場体験実習の受入れを促すため、職場体験実習の際に保険料を全額補助し、実習生の損害保険適用を行う（900件）。
- (6) 精神障害者雇用サポート事業
精神障害者雇用管理アドバイザーを配置し、精神障害者を初めて雇用する中小企業等に対して、雇用前の環境整備から雇用後の長期サポートまで、一貫した支援を行う（30社）。

3 関係機関等との連携

- (1) 一般就労に向けた保護者向けセミナー
障害者の保護者や就労支援機関の職員等に一般就労の現状や問題点等を理解してもらい、福祉的就労から一般就労への移行を推進するための意識啓発セミナーを開催する（2回）。
- (2) 就労支援関係機関との意見交換会
地域の就労支援機関等との連携を強化するため、就労支援のノウハウや実施等の情報を共有するとともに、障害者が職業的自立を図れるよう意見交換を行う（産業労働局、福祉保健局と共催実施。2回）。
- (3) 障害者雇用に関する情報発信
障害者就業支援に役立つ情報をホームページや機関紙「いんくる」、連絡会等を通して発信する。また、障害者の一般就労の現状や企業の取組等について広く理解を深めるため、9月の障害者雇用支援月間にシンポジウムや展示会等の普及啓発事業を実施する。

4 障害者就業支援情報コーナーの運営

東京しごとセンター5階の障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者や支援機関、企業等に対し障害者就業支援に関する各種情報の提供を行う。また、総合コーディネート事業や東京ジョブコーチ支援事業、障害者委託訓練事業などの関連事業への誘導を図るとともに、相談を希望する障害者にも対応していく。

5 職場定着支援（東京ジョブコーチ支援事業）

東京都版のジョブコーチを独自に養成するとともに、初めて障害者を雇用する中小企業等にジョブコーチを派遣し、柔軟かつ迅速な支援を行うことにより、障害者の職場定着を推進する。

(1) 東京ジョブコーチ人材養成研修事業

財団が、障害者就労支援に係る1年以上の業務経験を有するジョブコーチ希望者を対象に、選考と人材養成研修を実施し、修了者を「東京ジョブコーチ」として認定・登録する（総登録ジョブコーチ：75人程度）。

また、幅広い支援に対応するため、財団が「東京ジョブコーチ」に対して、「継続研修」及び「能力向上研修」を行い、支援技術等の向上を図る。

ア 東京ジョブコーチ人材養成研修

イ 東京ジョブコーチ継続研修

ウ 東京ジョブコーチ能力向上研修

エ 実践事例検討会（6回）

オ 期末面談（1回）、期中面談（随時）

カ 手話通訳士の派遣

(2) 東京ジョブコーチ職場定着支援事業

企業や障害者、地域の就労支援機関の要請に応じて「東京ジョブコーチ」を企業等へ派遣し、障害者の適性に合った業務の検討・組立てや通勤支援、職場環境に係る助言等、職場定着を円滑に図るための支援を行う（600件）。

II 中小企業に対する支援

中小企業における障害者雇用の取組みを促進するため、機関紙「いんくる」を活用し、障害者雇用をめぐる事例や課題などを、情報発信する。また、中小企業における障害者雇用促進や財団サービスへの効果的な誘導を図るため、ウェブサイトを充実し、情報発信を強化する。

1 障害者の就労促進に向けた情報発信の強化

平成27年度から障害者雇用納付金の徴収企業の適用対象が拡大されることを受け、主に法定雇用率未達成の中小企業に対し、さらなる障害者雇用の働きかけを行うため、事業紹介ウェブサイトを充実し、企業がより具体的に障害者雇用をイメージできる内容とし、障害者雇用の就労促進を図る。

Ⅲ 障害者に対する多様な委託訓練（東京都委託事業）

雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、障害者の職業訓練受講機会を大幅に拡充するため、東京都からの委託を受けて、地域の多様な委託訓練先を開拓するとともに、個々の障害者及び企業ニーズに対応した多様な訓練を実施する。

また、就職率の一層の向上を図るため、引き続きハローワークや地域の就労支援機関と密接に連携し障害者に対する効果的な就業支援を行う。

さらに、企業等に現に在職中の障害者に対し、雇用継続を図るための「在職者訓練」を実施する。

1 訓練規模

年間 700 人

2 訓練コース

(1) 知識・技能習得訓練コース 訓練人員 450 人

民間教育機関等を活用して、就業に必要となる知識や技能の習得を目的として、3か月以内の訓練を実施する（民間教育訓練機関等における座学と企業等における実習を組み合わせたデュアルシステムによる6か月以内の訓練を含む）。

(2) 実践能力習得訓練コース 訓練人員 200 人

企業等の現場を活用して、職場実習による実践的な職業能力の開発・向上を図るため、3か月以内の訓練を実施する。

(3) eラーニングコース 訓練人員 20 人

職業能力開発施設への通所が困難な障害者等に対して、eラーニングのノウハウが蓄積された民間の教育訓練機関等を活用して、インターネットを活用したIT技能の付与を行う訓練（3か月～6か月以内）を実施する。

(4) 在職者訓練コース 訓練人員 30 人

在職障害者に対して、知識・技能の付与を通じて雇用の継続を図るため、3か月以内の訓練を実施する。

3 委託訓練のコーディネート

障害者職業訓練コーディネーター等を配置し、ハローワーク等関係機関と連携して、委託訓練先の開拓やマッチングなど委託訓練の効果的な実施を推進する。

(1) 委託訓練先の開拓

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育機関等多様な委託訓練先を開拓し、受講を希望する障害者及び企業の求人ニーズに応じた多様な訓練科目を設定する。

(2) 委託訓練のマッチング

障害者の受講希望内容に応じて、開拓した委託訓練先や訓練内容とのマッチングを行い、就業及び雇用の継続を念頭において委託訓練の実施に向けた調整を行う。

(3) 委託訓練の進捗状況の管理及び就業支援

訓練開始後は巡回指導等により、訓練の進捗状況の管理や必要な指導を行う。

訓練修了後は知識・技能の習得状況等の結果をハローワークなどに連絡し、その後の職業相談、職業紹介等の就業支援や雇用継続につなげる。また、地域の就労支援機関等と連携を強化し、就業支援に向けた積極的な取組みを行う。

【Ⅲ】東京都しごとセンター事業の推進

東京都しごとセンターは、平成 16 年 7 月、東京都における雇用就業に関する支援拠点として開設され、若年者から高齢者まで幅広い年齢層の求職者を対象に、就業相談やキャリアカウンセリング、求職活動支援セミナー・能力開発、求人情報の提供・職業紹介まで、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供している。また、平成 19 年 8 月には国分寺市に東京都しごとセンター多摩が設置された。

平成 26 年度の都内の有効求人倍率は 1.6 倍前後、完全失業率は 3 % 半ばまで改善するなど、雇用環境は全体的には好調に推移している。一方で、非正規雇用労働者数が全国で 2,000 万人を超えるなど、安定した雇用に向けた課題が浮き彫りとなっている。

東京都しごとセンターにおいては、こうした雇用情勢や都民ニーズに的確に対応し、都民の雇用就業の安定化に向けた迅速かつきめ細かな支援を着実に実施する。

若年者については、就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリング等の支援に加え、正社員としての経験不足等で正規雇用が難しい求職者を中心に、企業内実習プログラムを提供し正規雇用化を図る事業等を引き続き実施するとともに、国から若年者地域連携事業を受託し、フリーターや若年失業者等を対象に求職活動を支援するセミナー等を実施する。

さらに、業界や職種の理解を深め中小企業等へしごと選択の視野を広げられるよう、企業情報の提供に加え、新たに業界職種勉強会や既卒 3 年以内の求職者向けの合同企業説明会等を実施する。また在職者に対して、若年者の早期離職防止やキャリア形成を図るためのプログラム及び交流会等を実施する。

中高年者については、不本意ながら非正規雇用で働く者の増加に対し、グループワークによるキャリアの振り返りやジョブコーディネーターによる支援、就職面接会等の早期就職支援を実施するとともに、正社員として就業するために必要な基本的スキルや心構え等を身に付けることを目的とした職務実習型のプログラムを新たに実施し、正社員就業を促進する。

また、45 歳から 54 歳までのミドル後半層でこれまでの職歴が就職に直接結びつきにくい求職者の早期就職に向け、キャリアチェンジにより就職の方向性の拡大を図るなど新たな事業を展開していく。

高齢者については、平成 27 年度、65 歳以上のシニアの就業促進に向けた職場体験事業を新たに実施する。都内中小企業等への調査と個別訪問により意識啓発を図りつつ、シニアの職場体験を通じた働き方のイメージ作りや高齢者就業への理解を進め、ハローワークと連携し 65 歳以上の高齢者就業を促進する。

また、引き続き、再就職支援ツール等も活用したきめ細かな就業相談や各種就職活動支援セミナー、定年退職後の働き方をテーマとした総合的なセミナー、雇用に限らない多様な働き方の啓発の他、高齢者の新たな職域開拓に向けたモデル事業を実施する。さらに、一定の経験と能力を持った高齢者の能力・経験を中小企業で活用できるよう、必要なプログラムと中小企業とのマッチングの機会を提供し就業促進を図る。

女性の再就職支援については、女性特有の事情である出産や育児、介護等により離職した女性求職者の早期再就職に向け、平成 26 年度設置した「女性しごと応援テラス」での支援を行う。具体的には、就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングをはじめ、実践的な支援プログラムや地域でのセミナーのほか、女性ならではの就業形態の多様性や住居近在での就業希望などに対応した求人情報の提供・職業紹介など、きめ細やかな就業支援サービスを引き続き提供する。

さらに本年度は、女性再就職サポートプログラム等を拡充するとともに、「女性しごと応援テラス」利用者向けの交流サイトを設置・運営し再就職支援を強化する。また、新たに求職者及び企業それぞれに向けた啓発イベントを実施し、女性活躍に向けた普及啓発を図る。

東京都しごとセンター多摩においては、若年者から高齢者まですべての年齢層の利用者に対して就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリングにより就職を支援するとともに、身近な地域における支援が有効なフリーター、女性、高齢者や新卒未内定者といった特定のターゲット層に対するセミナー、就職に必須なパソコンのスキルを高める能力開発コース等の支援メニューを実施する。

また、利用者の多摩地域での就業志向に応えるとともに、交通機関の事情などで東京都しごとセンター多摩を利用しにくい地域の利用者への支援を行うため、市町村・経済団体・職業能力開発センター・教育機関等と連携し、地域での就職面接会、セミナー、多摩地域の若者と中小企業の交流会を実施するなど効果的な事業を推進する。

事業計画

I 東京都しごとセンター事業の管理運営

財団は東京都しごとセンターの指定管理者として、東京都しごとセンターの管理運営を適切に行うとともに、東京都や国などの関係機関との連携による総合的な就業支援の実施、利用者ニーズへの適切な対応、一層のサービス向上と事業の効率化を図ることにより、東京都における雇用・就業対策を推進していく。

1 関係機関と連携した総合的な雇用・就業サービスの提供

東京しごとセンターには、東京都立中央・城北職業能力開発センター高年齢者校や再就職促進訓練室、東京都労働相談情報センター、ハローワーク、東京都福祉人材センター、東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）、東京都職業能力開発協会が入居し、雇用・就業に関連する様々な事業を実施している。

こうした機関と密接に連携し、雇用・就業に関する様々なニーズにワンストップで対応するとともに、国や区市町村、地域の関係機関等とも連携し、総合的な雇用・就業サービスを提供していく。

2 普及啓発

(1) 東京都しごとセンターホームページの運用

東京都しごとセンターのホームページを活用し、事業の紹介、各種セミナーの開催案内、関連情報の提供を行うとともに、インターネットを利用して、セミナーや能力開発等の申込みを受付ける。

また、ツイッターやフェイスブックなどSNSを活用した広報などでセンターの認知度を上げていく。

あわせて、東京都しごとセンター多摩においてもホームページを運用し、各種情報を発信する。

(2) 東京都しごとセンター利用案内等の作成

施設概要、利用方法等をまとめた東京都しごとセンター利用案内を発行する。

また、毎月の事業スケジュールの一覧表を作成して、ホームページで公表するとともにハローワーク等関係機関に配布する。

(3) 貸出施設利用案内リーフレットの作成

(4) 特設展示コーナーにおける情報発信

東京しごとセンター1階エントランスおよび2階共用スペース等を活用し、財団事業及び入居機関等による雇用・就業に関する情報をパネルや写真等の展示により発信する。

3 施設の提供

雇用及び就業の促進に関する会議、講習会等を行う団体・都民に対して、講堂・セミナー室の貸出しを行う。

区分	講堂	セミナー室
定員	300人	51人

Ⅱ 総合相談窓口の設置、多様な働き方に対する支援

総合相談窓口や専門相談窓口を設置し、東京都しごとセンター利用者の多様な就業ニーズに適切に対応するとともに、多様な働き方に関するセミナー等を行うことにより、ライフスタイルや人生観・職業観に応じた多様な就業形態を選択できるよう支援を行う。

1 総合相談窓口の設置

東京都しごとセンターでは、若年者から高齢者まで幅広い年齢層を対象に多岐にわたる事業を展開している。また、来所する利用者の多くは、具体的な就職活動のプランを持っていない場合や、東京都しごとセンター内で提供されているサービス内容を十分に理解していない場合などもあり、就職活動に対して漠然とした不安を持っている。このような利用者が、多様な事業の内容や実施場所等を理解・把握し、迷わず適切なサービスを受けることができるよう、総合相談窓口を設置し、利用者の希望などを十分に傾聴し把握した上で、適切な相談窓口や外部機関の紹介等を行う。

2 事業所相談

事業主向けのサービスとして、人材活用に関する相談に応じるとともに、若年者の求人及び高齢者の求人についてはハローワークと、中高年者を含む求人、東日本大震災の被災者・避難者の方を対象とした求人及び結婚・出産・育児・介護などの理由で離職し再就職を目指す方や家庭との両立を希望する方を対象とした求人については、委託事業者と連携して求人申込みの支援を行う。

また、東京都からWebサイト「しごと検索システム」の管理運営を受託し、インターネットで求人情報の提供を行う。

3 専門相談窓口の設置

雇用以外の多様な働き方や、職業適性、社会保険など、働くことと密接に関連する分野の専門的な相談窓口を設置し、情報提供や助言を行う。

(1) 起業・創業相談

起業・創業に関する具体的な課題、問題点に対して、専門の相談員がノウハウの提供やアドバイスを行う（週3日）。

(2) 多様な働き方に関する相談

専門の相談員が、NPOやボランティアでの活動、在宅ワークなどの働き方に関する情報提供や助言を行うとともに、NPO等への就業体験の活用により、実践的な支援をあわせて行う（週5日）。

(3) 職業適性相談

自分の適性や興味等自分自身をよく知った上で職業を考え選択することができるよう、職業適性検査を活用しながら、専門の相談員が職業適性に関する相談を行う（週5日）。

(4) 社会保険・年金相談

社会保険労務士が、利用者の社会保険に関する正しい理解や将来の年金に関する認識を付与するため、社会保険や年金制度等に関する相談を行う（週2日）。

(5) メンタルケア相談（新規）

東京都しごとセンターのキャリアカウンセリング利用者のうち、メンタル面で不安を抱える就職困難者に対し、臨床心理士による精神保健についての専門的立場からの助言及び支援等の相談を行う（週2日）。

4 多様な働き方に関する情報提供、普及啓発等

多様な働き方を実践している先駆者や研究者等を講師にセミナーを実施するほか、就業体験の機会を設けるなど総合的な情報提供を行う。

(1) 多様な働き方セミナー

在宅ワーク、派遣労働、NPOにおける就業などをテーマとしたセミナーを実施し、多様な働き方やワークスタイルについての情報提供を行う（21回・620人）。

(2) NPO等での就業体験

NPO等での就業を希望する利用者を対象に、短期間の就業体験の機会を提供する（60人日）。

(3) 区市町村と連携したセミナー

セミナーや個別相談会などを区市町村と連携して実施する（25区市町村）。

5 高齢者の職域開拓モデル事業（平成26～29年度、都出えんによる基金事業）

高齢者が活躍できる就業の場の掘り起こしと普及啓発を目的として、新たな就業モデルを事業主から広く募集し、認定する。このモデル事業について経費助成と周知啓発を行い、高齢者の就業機会拡大を図る。東京都からの出えんによる基金事業として実施する（年間3事業程度認定）。

(1) 対象となる事業者

新たな事業の立ち上げ等において高齢者を一定数以上雇用する、都内に所在する法人等

(2) 募集及び事業認定（平成26～28年度）

都内に所在する法人等を対象に募集を行い、選定委員会を開催の上、年間3事業程度を認定する。

(3) 認定後の支援内容（平成26～29年度）

ア 新事業立ち上げに必要な経費（必要経費の1/2を上限とする）の助成

イ モデル事業の普及啓発リーフレットの作成と配布

ウ 認定事業発表会の開催

6 情報の提供

職業適性診断、履歴書・職務経歴書の作成に利用できるパソコンを設置するとともに、求人情報誌、就職に関する各種書籍などを収集し、求職活動に役立つ情報の提供を行う。

7 雇用就業状況の把握

雇用のミスマッチの解消や適切なサービスの提供のために、利用者に対する各種支援情報や就職先情報等を記録、管理する「しごとセンター業務システム」を運用するとともに、就業状況などについて追跡調査を行い、雇用施策の検討、運営方法の調整などの基礎資料として活用する。

Ⅲ 若年者の雇用就業支援

若年者（34歳以下）の雇用・就業支援事業として、東京都しごとセンター事業と国事業（若年者地域連携事業）を効果的に組み合わせ、個々の状況に応じたきめ細かなカウンセリングや能力開発等を行うとともに、求職活動支援セミナー等により職業意識の醸成を図ることにより、若年者の就業支援を行う。

キャリアカウンセリングについては利用者全員に対して実施し、個々人のニーズ・状況に応じた就業支援を強化する。また、若年者と企業とのマッチングの場として、ハローワークと連携した「就職面接会」を実施するとともに、新規学卒者を含む若年者と中小企業とが相互に交流できる「若者企業マッチング支援」を実施することにより、若年者の中小企業への早期就業を促進する。一方、働く意欲があるにもかかわらず就職活動に踏み出せないでいる若年者を対象に「就活アプローチ事業」を実施し、幅広い支援を実現していく。

事業実施に際しては、東京都しごとセンターに併設のハローワーク飯田橋U-35をはじめとして、教育機関等の関係機関と密接に連携し、効果的な事業運営を図っていく。

★は厚生労働省委託事業である若年者地域連携事業（ジョブカフェ事業）。

1 キャリアカウンセリング等の実施

29歳以下の利用者全員へのキャリアカウンセリングにより、個々人のニーズ・状況に応じた就業支援を実施するとともに、グループワーク等を実施し、個々の希望や状況を踏まえた適切なサービスを提供する。

(1) 個別カウンセリング

若年者の就業に関する専門的な知識・経験を有する就職支援アドバイザーが、担当制により個々の適性や希望、状況等を踏まえたきめ細かな相談やカウンセリングを実施し、若年者の就業支援を行う。また、就職するために必要な基礎知識等をまとめた就職活動の手引きを配布する。

(2) グループカウンセリング

就職活動に際して同じような悩みや課題を抱えている若年者を集め、就職支援アドバイザーのコーディネートのもと、若年者同士が話し合いを通じて問題解決ができるよう、少人数グループによるカウンセリングを実施する。

(3) 若者しごとホットライン

若年者が就職についての悩みを気軽に相談できる窓口として、「若者しごとホットライン」を設置し、就職支援アドバイザーが若年者等から「しごと」に関する相談に電話又は電子メールにて応じる。

(4) ジョブクラブ「就コム！」

専任の就職支援アドバイザーを配置し、少人数のグループ形式で、短時間に就職活動に必要な基礎的知識・技能を習得させるとともに、グループワーク等により、コミュニケーション能力の向上や相互啓発を図ることにより若年者を就職につなげる。

(5) 派遣カウンセリング・セミナー

区市町村や大学、専門学校等と連携して、就職支援アドバイザーを派遣し、キャリアカウンセリングやセミナーを実施する。

(6) ネットカウンセリング★（新規）

東京都しごとセンターへ来所することに何らかの制約がある若年求職者等に対して、インターネットを介したカウンセリングを実施する。

2 求職活動支援セミナー等の実施★

不安定な雇用状況におかれているフリーターや若年失業者等を対象に、求職活動を支援するセミナー等を実施する。

(1) グループワークを通じて仕事の基本を学ぶことで、就職に向けた自らの目標や課題を整理し、今後の就職活動につなげる。

ア コミュニケーション上達法

組織の一員として働くために必要なコミュニケーションを理解し、身に付ける（12回）。

イ しごと力強化ゼミ

チームで課題に対する成果物を作り上げることで、仕事の基本を体感し、組織の中の役割や責任を理解する（24回）。

(2) 就職活動の基礎づくりから内定獲得、更には入社後に即戦力として働けるまで、段階的に力をつける。

ア 就活基礎セミナー

就職活動を進めるうえでの基礎となる自己理解、業界研究等の内容により、自らの方向性を明確にする（78回）。

イ ステップアップセミナー

面接や筆記試験対策に集中的に取り組み、内定獲得の力をつける（70回）。

ウ 社会人養成セミナー

就職後すぐに必要とされる力をつけることで、即戦力として働ける人材を育成する（24回）。

エ 啓発セミナー

区市町村や関係機関等と連携又は時機に応じた企画により、若年求職者を対象に、就職活動スキルの向上や意識啓発を図ることを目的としたセミナーやイベントを実施する（18回）。

(3) 若年者が企業と向き合い、企業研究や求める人材等の理解を深める場として、業種や職種ごとにテーマを絞ったミニ企業説明会を開催する（8回）。

(4) 高校中退後、進路の相談や労働者としての必要な知識を得る場が少なく、不安や悩みを抱える若年者を対象に、グループワークを通じて今後の進路や働き方を考える場を設ける（2回）。

(5) アンケート調査等により利用者の傾向やニーズを把握することで、支援サービスの向上に取り組む。

また、就職決定者やセミナー等参加者の声、企業向けアンケート等の情報を利用者に提供することで、就職活動の一助とする（5回・新規）。

3 若者企業マッチング支援（新規）

若年者と企業に出会いの場等を提供し、若年者と企業が活発な交流を行うとともに、中小企業に赴いて仕事の現場を体験することで、相互理解及び就業イメージの向上を図り、十分な企業・職種理解に基づく適切なマッチングを推進する。

(1) 合同企業説明会

大企業指向等によるミスマッチ解消のため、若年者の採用に意欲的な中小企業と若年者が交流できるプレマッチングの場を提供する（34歳以下向け10回、既卒3年以内の求職者向け3回、新卒向け7回）。

(2) 中小企業見学

中小企業の理解を促すため、企業に赴いて、中小企業の現場を体験できる見学会を実施する（50回）。

(3) 合同企業説明会直前対策セミナー

合同企業説明会を効果的に活用し、応募の促進につなげるための、直前対策セミナーを実施する（34歳以下向け10回、既卒3年以内の求職者向け3回）。

(4) 面接対策セミナー

東京都及び東京労働局が主催する新規大卒者等合同就職面接会等を通じた就職決定を支援するため、就職面接会の効果的な活用方法の習得及び模擬面接講座をセットにしたセミナーを行う（15回）。

(5) 業界職種研究ライブラリー

若年求職者向けに、中小企業等の企業情報の収集、分析及び提供等を行うとともに、情報提供アドバイザーを配置して、利用者が行う企業研究等に対して、専門の見地から助言等を行う（登録企業数1,000社）。また、登録企業のPR記事等を掲載した冊子を作成し、ヤングコーナー利用者に対して配付する（4回）。加えて、業界や職種の理解を深め、しごと選択の視野を広げることを目的とした勉強会を開催する（24回）。

(6) 採用・育成サポートセミナー

若年者の採用や人材育成に関するノウハウが乏しい中小企業に対して、自社の魅力の伝え方や、合同企業説明会等マッチング事業を通じた採用ノウハウ等を伝えるセミナーを実施する（10回）。また、人材育成に力を入れている企業や離職率の低い企業の事例等を交えて、若手社員の早期離職を防止し、安定して働く環境づくりのノウハウを伝えるセミナーを実施する（2回）。

(7) 採用・育成に関する好事例の提供

若年者の採用や人材育成に関する好事例を収集し、業界職種研究ライブラリー登録企業に対して、メールマガジンで配信する（採用に関する好事例提供20回、人材育成に関する好事例提供20回）。

4 能力開発コースの実施

就業にあたって必要となる技術・技能を身につけ、就業に結びつけるため、資格取得のための支援等を行う能力開発コースを実施する（50人）。

5 就職面接会

ハローワーク等と連携し、若年者を対象とした就職面接会を実施する（4回）。

6 情報の提供等

インターネット上で提供されている様々な情報を検索できるパソコン及び適性診断、履歴書作成用のパソコン、関連書籍を設置し、自分にあった職業探しのサポートを行う。

7 高校生向け就業意識啓発講座の実施

高校生が将来安定就労に就く一助とするため、進路決定前の時期に都立高等学校と連携して、東京しごとセンターのノウハウを活用し高校生の就業意識を醸成する。

都立高等学校の2年生を対象に、高校生の就業意識を醸成する内容のセミナーを都立高等学校と調整のうえ実施する（年間20校）。

8 就活バックアップ事業

大学等のキャリアセンター職員及び新卒者等の保護者を対象とした事業を実施することで、新卒者等の就職活動の間接的支援を促進する。

(1) 大学等就職支援者向けセミナー

東京しごとセンターの就職支援に関するノウハウを活用し、大学等のキャリアセンター職員を対象に、新卒者等の就職支援に関するセミナーを実施する（2回）。

(2) 大学等就職支援者・中小企業交流会

大学等キャリアセンター職員と合同企業説明会に参加する中小企業とが直接交流する場を提供することで、大学等が実施する面接会等への中小企業の参加を促すとともに、新卒者等と中小企業とのマッチング促進を図る（2回）。

(3) 保護者向けセミナー

若年者の志望先決定に大きな影響力を持つ保護者を対象に、若年者の就職の現状や中小企業の理解を高めるセミナーを実施する（1回）。

(4) 保護者向け中小企業見学

若年者の志望先決定に大きな影響力を持つ保護者が、中小企業の現状を早期に理解できるよう、中小企業の現場を体験できる見学会を実施する（2回）。

9 就活アプローチ事業

仕事による社会的自立が必要であるにもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若年者を対象に、専門的なノウハウを有する機関を活用し、就業に向けた自信と意欲を高めていくための支援メニュー及び就業支援機関等で支援に携わっているスタッフ向けのセミナーを実施する。

(1) ワークスタート支援プログラム

専門スタッフが常駐し、個別相談や就業に必要な基礎的スキルを身につけるためのメニューと就業体験等を組み合わせたカリキュラムを実施する。カリキュラム修了後は、東京都しごとセンターのサービスにより就業支援を行うとともに、利用状況について追跡調査を行う。

また、地域の就労支援機関や教育機関等と連携して、ワークスタート支援プログラムの出張型体験ワークや保護者向け説明会を実施し、対象となる層のプログラム参加への誘導を図る（60人：15人×4回、1回あたり7週間のプログラム）。

(2) 支援者向けセミナー

ワークスタート支援プログラムの周知や就業支援に関するノウハウの提供を図るため、若年者就業支援に携わるNPOや行政機関等のスタッフに対するセミナーを実施する（2回）。

10 若年者の職場定着支援事業

中小企業に在職する概ね29歳以下の正社員のうち、入社3年以内の若年者を対象に、入職早期に抱える課題を克服し、キャリア形成を図るプログラム等を提供することで、充実した職業生活を続ける力をつける。

(1) 社会人基礎力プログラム（入社1年以内）

社会人としての基礎力や職場適応能力をつけ、組織の一員として仕事に取り組む自覚を促すプログラムを実施する（社会人基礎セミナー3回、グループワーク3回）。

(2) キャリア形成プログラム（入社後2～3年以内）

直面する「壁」を乗り越える実践力をつけ、中堅社員に成長するためのプログラムを実施する。また、職種ごとに特有の課題を取り上げ、その職に取り組む姿勢や社内の役割を理解するプログラムを実施する（応用力セミナー6回、グループワーク3回）。

(3) 参加者交流会

経営者、先輩社会人等と意見交換を行うことで、自己のキャリアプランを考える機会を提供する。また、同世代グループ等を通じて交流することで、横の繋がりを形成し、入社早期の孤立化を防ぐ（2回）。

11 ハローワークと連携した職業紹介事業の実施

ハローワーク飯田橋U-35を東京しごとセンター内に併設し、求人情報の提供・職業紹介等を行うとともに、密接に事業連携することにより、総合的かつ効果的な雇用・就業支援を推進する。

12 若者就職応援基金事業（平成26～28年度、都出えんによる基金事業）

未就職や非正規雇用等、正社員としての実務経験や社会人としての心構えを醸成する機会が十分でない大学卒業後3年を経過した29歳以下の若年求職者を対象にセミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供することで、働く上での実践的な能力を身につけ、正規雇用につなげる若者就職応援基金事業を実施する。東京都の出えんにより基金を創設し、事業を実施する。

(1) 若年求職者向け実習

働く上での実践的な力を身につけ、早期の正規雇用化につなげるため、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを実施する（800人）。

(2) 助成金の支給

企業内実習期間中には、若年求職者に「キャリア習得奨励金」を、実習受入企業に「受入準備金」をそれぞれ支給する。

また、企業内実習終了後、ハローワークU-35の職業紹介を通じて実習に参加した若年求職者を正社員として採用し6か月以上継続雇用した企業に対し「採用奨励金」を支給することで正規雇用の促進を図る。

IV 中高年者の雇用就業支援

中高年者（30歳から54歳）の雇用・就業支援事業として、民間就職支援会社によるキャリアカウンセリングやセミナー等により、早期の再就職を支援する。就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリングや求職活動支援セミナー、コミュニケーションスキルやキャリアデザインなどのビジネススキルに関する講座、民間就職支援会社独自の求人情報の活用を含めた職業紹介など、個々の利用者の状況を踏まえたきめ細かい総合的な再就職支援サービスを提供していく。

1 就職支援アドバイザーによる支援等

再就職を目指す中高年者を対象として、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリング、応募書類（履歴書・職務経歴書）の作成支援や面接対策、民間就職支援会社の持つ独自の求人情報や業界情報の提供、職業紹介等の活用により、再就職活動を支援する。

2 求職活動支援セミナーの実施

雇用・就業状況の解説、今後の就職活動目標の設定と就職活動計画の作成等の自己理解を促すためのセミナーや、履歴書・職務経歴書等の書き方、面接対処方法、求人情報の検索方法等の効果的な就職対策を学ぶセミナーなど、多様なメニューを提供し、中高年者の再就職活動を支援する。

(1) 小規模セミナー

日々のカウンセリングから共通の課題を抽出してテーマを設定するなど、カウンセリングとセミナーとの相乗効果を狙って実施する（300回）。

(2) 長期利用者向けセミナー

離職後6か月以上経過した未決定者を対象に、これまでの就職活動を振り返り、これからの効果的な活動計画を立てる内容で実施する。グループワーク手法を取り入れ、活動の長期化により低下したモチベーションの向上を図る（24回）。

(3) 自律活動支援プログラム

自ら積極的に就職活動を進められる利用者を対象としたグループワークを実施し、利用者の就職活動を促進し、早期就業を実現させる（12回）。

(4) 在職者向けセミナー

離職を予定している在職者を対象に、土曜日にセミナーを開催し、在職者の就職活動の活性化を図る（12回）。

(5) 大規模セミナー

労働市場の現状や求職活動の進め方など、求職活動に必要な情報、ノウハウ等を広く提供する（6回）。

3 就職面接会

就職面接会を開催し、マッチングの機会を提供する（6回）。

4 能力開発コースの実施

中高年者の再就職を能力開発の面からサポートするため、コミュニケーション能力やキャリア開発などの再就職基礎講座、パソコンスキルの向上を図るためのスキルアップ講座、資格取得等支援講座を実施する。

- (1) 再就職基礎講座 (300人)
- (2) スキルアップ講座 (200人)
- (3) 資格取得等支援講座 (200人)

5 情報の提供

インターネット上で提供されている様々な情報を検索できるよう情報検索用のパソコンを設置し、求職活動に活用できる情報を提供する。

6 ミドルアフターのキャリアチェンジ支援（新規）

45歳から54歳までの東京都しごとセンター利用者（ミドルアフター層）のうち、現在の労働市場においてはこれまでの職歴が就職に直接結びつきにくい利用者等を対象に、就職の方向性の拡大を図り、早期就職を図る。

(1) ジョブコーディネーターによる支援

専門相談員としてジョブコーディネーターを配置し、求人情報の提供や就職活動に関する相談・助言等を行う。専門相談窓口において、一人ひとりの状況にきめ細かく対応した就職支援を行う。

対象者のうち、キャリア構築セミナーを修了した者を支援する。

- (2) キャリア構築セミナー (120人)
- (3) 職種理解プログラム (60人)
- (4) 職場体験プログラム（企業内実習） (60人)
- (5) 合同企業説明会 (180人)

7 非正規向け特別支援（新規）

非正規雇用者数は年々増加しており、正社員として働く機会がなく非正規雇用で働いている者（不本意非正規）の割合は、全年齢層の非正規労働者全体の約2割に上る。とりわけ生活を支える壮年者層の不本意非正規の割合は、他の年齢層に比べ高い状況にある。

このような状況下で正社員としての再就職を目指す利用者に対し、就業意欲を醸成し、就職活動を促進することを目的としたプログラムを提供する。

(1) 求職活動支援セミナーの実施

応募書類の作成、面接等における自己アピールの方法や労働市場の現状など、求職活動に必要な情報を提供する（6回）。

(2) パソコン講座の実施

就職にあたって必須要件とされているパソコンスキルの向上を図るため、パソコン講座を実施する。

ア スキルアップ講座 (130人)

イ 資格取得等支援講座 (80人)

(3) 早期就職支援事業

非正規雇用経験が長く、就業経験はあるものの一貫したキャリア形成が不十分な者に対し、グループワーク（キャリアの振り返り、中小企業理解など）を実施するとともに人材活用等に精通したジョブコーディネーターを配置し、個別の求人開拓や正社員登用型求人の活用によりマッチングを支援する。また、グループワークへの継続参加が困難な者に対して、短期集中型セミナーを実施し正規雇用を支援する。

ア ジョブコーディネーターによる支援

専門相談員としてジョブコーディネーターを配置し、求人情報の提供や就職活動に関する相談や助言を行う等、きめ細やかなサポートにより、企業と利用者とのマッチングを図り就職決定に結びつける。

イ グループワーク (飯田橋 20回・多摩 12回)

ウ 1日コース (飯田橋 12回)

エ フォローアップ講座 (飯田橋 60回：3日×20回・多摩 12回：3日×4回)

オ 就職面接会 (飯田橋 12回・多摩 12回)

8 職務実習型正規雇用化支援事業（新規・平成 27～28 年度、都出えんによる基金事業）

正社員として就業するために必要な基本的なスキルや心構えを身につけていない 30 歳から 44 歳までの求職者を対象にプログラムを提供し、実践的な能力を身につけさせ、正規雇用化を図る職務実習型正規雇用化支援事業を東京都からの出えんによる基金事業として実施する。

(1) 職務実習型プログラムの実施

正社員として就業するために必要な基本的スキルや心構え等を身につけることを目的とした実習型のプログラムを実施する。プログラムを通じて、実践的な能力を習得させるとともに、働くことに対する自信を醸成し、正社員就業を促進する(200人)。

(2) ジョブトレーナーによる支援等

専任のジョブトレーナーによる個別カウンセリングを実施し、プログラム期間中のモチベーションの維持を図る。

また、民間就職支援会社の独自の求人情報の提供や、就職活動に関する相談・助言、職業紹介等により就職活動を支援するとともに、就職後も職場訪問等により継続的な支援を実施する。

(3) 定着支援講座の実施

就職者に対して、新職場への適応や「組織の一員」として自律的な活躍の促進を目的とした講座を実施し、職場定着を図る。

(4) 助成金の支給

職務実習型プログラム期間中は、受講者に対して、助成金を支給し、経済的な不安を低減する等、プログラム受講を促し、正社員就業を支援する。

9 長期離職者再就職支援事業(平成 26～29 年度、都出えんによる基金事業)

非正規雇用を繰り返す等により離職期間が長期になっている 30 歳から 44 歳までの東京都しごとセンター利用者を対象に、公共職業訓練等による能力開発を促進することで正規雇用につなげる事業を東京都からの出えんによる基金事業として実施する。

財団が創設した基金への東京都からの出えんにより、事業を実施する。

(1) プレセミナーの実施(平成 26～28 年度)

事業対象者に対し、様々な職業へのイメージを喚起し、適職への気付きを促すとともに、技能習得への意欲向上等に資するセミナーを実施する。セミナーの内容は、キャリアデザインのほか、東京都立職業能力開発センターとの連携により、多様な業界・業種の説明、公共職業訓練科目の紹介・体験等とする(4回)。

(2) 公共職業訓練等の選考及び受講(平成 26～29 年度)

東京都立職業能力開発センターが短期課程のうち訓練期間が6か月のコースに優先枠を設けて選考する。選考に漏れた者へは、雇用保険の教育訓練給付の対象となる厚生労働大臣の指定する民間の専門学校講座の受講(自費)案内等によるフォローアップを行う。

(3) 就職活動応援助成金の支給(平成 26～29 年度)

プレセミナーの修了実績かつ公共職業訓練等の受講実績を確認後、就職活動応援助成金を支給する(50人)。

V 高年齢者の雇用就業支援

高齢者（55歳以上）の雇用・就業支援事業として、シニアコーナーに併設している職業紹介を実施するハローワーク飯田橋専門援助第三部門と連携し、きめ細かな就業相談を行う。また、都民ニーズや求人ニーズの高いコースを厳選して人材開発コースを実施する。さらに、定年退職後の働き方や高齢期の働き方に関して総合的な情報提供を行う就業支援総合セミナーや、高齢者が培った総合的な職務遂行能力を中小企業で活かせる人材を養成する中小企業向けエキスパート人材開発プログラムを実施し、高齢者に対する再就職活動を支援する。

1 就業相談

(1) 就業相談

失業又は転職を余儀なくされた高齢者や、退職後の新たな方向を模索する高齢者などに対し、職歴や現状、希望条件等をふまえたきめ細かな就業相談を行うとともに、職業紹介を実施するハローワークと連携して求人情報の提供等も行い、早期の再就職を図る。

(2) キャリアカウンセリング

キャリアカウンセラーの資格を持った就職支援アドバイザーが、就職活動の問題点を整理し、高齢者が方向性を見出すことができるように助言する（随時）。

(3) 再就職支援ツール等を活用した相談の実施

就職活動を行うにあたり、自己理解を促し、就業相談に活用するため、再就職支援ツールを活用した相談を実施する。効果的な就職活動を行うために、就職活動の段階に応じて活用できるワークシートを用いた相談を実施する（随時）。

2 再就職活動支援セミナー等

多様な求職ニーズに対応するため、再就職活動のノウハウをはじめ、スキルアップ、未経験業種・職種への理解を深めるための各種セミナー等を開催し、就業相談ともリンクさせた各種サービスを展開する。

(1) 基本セミナー

応募書類の書き方や面接のポイントなど、就職活動の基本となる分野のセミナーを実施する。在職者向けに土曜日にも実施する。さらに就業相談の中で個別指導を行うことにより、より一層の就業促進を図る（各 62 回）。

(2) 実践セミナー

年々厳しくなる高年齢者の就職活動をさらにサポートするため、基本セミナーの次の具体的ステップとして、「職務経歴の棚卸し体験」と「面接のロールプレイング」のセミナーを実践方式で実施する（各 12 回）。

(3) 業界セミナー

高齢者に対する求人ニーズが高い職種について、業界関係者を講師とした業界セミナーを実施し、職業理解を深める（5 回）。

(4) 経験者交流会

高齢者に対する求人ニーズが高い職種で就職が決まった採用者を招き経験者交流会を実施し、職種転換に対する不安を解消する（5回）。

(5) 再就職応援セミナー

概ね65歳以上を対象に、雇用就業の現状を理解してもらうとともに、再就職を果たした方の体験談や意見交換を通して就職活動の不安感や疑問点を払しょくし、活動意欲を高める（12回）。

3 就業支援総合セミナー

(1) 定年退職後の働き方を考えるセミナー

概ね60歳以上の高齢者を対象に、定年退職後の働き方をテーマに、再就職を踏まえたライフプラン構築・年金制度・健康等を網羅した総合的な理解を目的としたセミナーを実施し、今後の働き方を選択する際に必要な知識等を付与するとともに、セミナー受講者の中から希望者に対してライフプランの個別相談を実施する（6回）。

(2) 高齢期の働き方を考えるセミナー

これから高齢期を迎える50歳代の中老年者を対象に、定年退職までの間に取り組むべきキャリアデザインと高齢期の働き方をテーマとして、ライフプランの必要性・年金制度等を網羅したセミナーを実施し、高齢期を迎える前の早い段階から高齢期を見据えた支援を行うとともに、セミナー受講者の中から希望者に対してライフプランの個別相談を実施する（4回）。

4 シニアの社会参加サポートプログラム

地域のNPO活動、コミュニティビジネス等、社会参加に関する基礎知識の付与、及び活動参加に向けた働き方の自己決定を目的としたプログラムを実施する。実施にあたっては、セミナーと就業相談を組み合わせたプログラム構成とする（30人×4回）。

(1) セミナー実施

NPO就労やコミュニティビジネスなど、シニアでの活動実績が比較的高い分野をテーマに設定し、具体的な活動内容、就業現場の状況、活動場所の探し方などを網羅する（4回）。

(2) 就業相談

セミナー受講後、シニアコーナーの就職実績を参考に企業での雇用就業との比較を行うことにより、シニア自身がより具体的に働き方を自己決定できるよう就職支援アドバイザーが担当制によりサポートする。また、相談のインテーク段階においては、再就職支援ツールを活用し職業興味と働き方の自己分析を行う（120人）。

5 65歳以上のシニア対象職場体験事業「しごとチャレンジ65」（新規）

65歳以上のシニアを対象とした職場体験事業を実施する。都内中小企業に対する高齢者の活用意向調査及び個別訪問により、体験受入れ先を開拓する。さらに、採用を希望する企業を対象にハローワーク等と連携して就業支援に取り組む。

(1) 高齢者活用意向調査の実施

都内中小企業等に対して、65歳以上のシニア活用の意向についてアンケート調査を行う。

(2) シニア活用開拓員による企業訪問・職場体験の調整

シニア活用開拓員を設置し、職場体験受入れ先を開拓するため、(1)で採用意向を示した企業を訪問する。また、受入れ先企業と職場体験希望者のマッチングも行う。

(3) 再就職フェイスシートを活用した就業相談の実施

職場体験希望者を対象に、再就職に向けた自己理解のための「再就職フェイスシート」を活用した就業相談を実施する。

(4) 職場体験の実施

1～3日程度の短期職場体験を実施する（50件）。

(5) 職業紹介機関との連携

企業訪問・職場体験受入れにより、採用意向を示す企業については、ハローワークとの連携により、職業紹介を行う。

6 中小企業向けエキスパート人材開発プログラム「シニア中小企業サポート人材プログラム」

高齢化が進展するなかで社会経済の活力を維持していくためには、高齢者の能力・経験を活用する仕組みを整備することが必要である。高齢者が培ってきた職務遂行能力を活用し、人材確保が困難な中小企業へ人材を提供していくための仕組みを構築し、高齢者の再就職を支援する。

具体的には、大手・中堅企業において一定の経験と能力を持った高齢者を対象に、高齢者がこれまで培ってきた調整能力・折衝能力・コミュニケーション能力等、総合的な職務遂行能力を生かして、中小企業で活躍できるプログラムを実施する（4回）。

中小企業向け支援として高齢者人材活用セミナーを開催するとともに、中小企業とプログラム受講者との面接会を開催する。さらにプログラム修了者の人材情報を広く提供し、高齢者の就職活動を支援する。

7 中小企業向け人材開発コース「高年齢者のための就職支援講習」

中小企業が必要とする人材を確保するとともに高齢者の就職機会の拡大を図るため、高齢者活用に意欲のある事業主団体との協働関係のもとに、都民ニーズや求人ニーズの高い職種について人材開発コースを実施する。

(1) 中小企業向け人材開発コースの開発等

ア 協働関係団体連絡会の開催

社会状況の変化により、ひとつの協働関係団体では求人ニーズに対応するプログラムが開発できない職種について、団体を横断し、連携したコースの開発・改善を行うため、コース開発委員会の見直しを行い、協働関係団体連絡会を開催する（年1回）。

イ コースの開発・改善

協働関係団体から推薦された委員等で構成する人材確保共同プロジェクト推進委員会及びコース開発（改善）プロジェクト委員会を設置し、協働関係団体加盟企業における人材ニーズを把握する（開発・改善：1プロジェクト）。

また、協働関係団体加盟企業関係者等で構成するコース開発プロジェクトを設置し、協働関係団体加盟企業の人材ニーズを基にコースを開発するとともに、求

人ニーズの変化に対応するため、必要に応じて既設コースを見直し、コース改善を行う（開発・改善：1コース）。

ウ 高齢者活用に関する調査

人材開発コースの開発・改善に向けて、当該団体加盟企業における高齢者活用の実態、雇用の意向、コース修了生の就業促進等の把握を目的とした需要調査を行う（調査対象団体：1団体）。

(2) コースの実施

働く意欲のある高齢者を対象に、企業が求める人材として必要な基本的知識、技術・技能を付与し、再就職を支援する短期間の就職前準備講習を実施する。講習修了時には原則として、協働関係団体加盟企業の求人事業所との合同面接会をハローワークと連携して行い、就職に結びつけていく。

平成27年度は16コースを飯田橋で実施し、多摩地区では施設警備スタッフと保育補助員の2コースを実施する。

区 分	内 容
実施回数	18回
実施コース	（区部実施コース） マンション管理員、マンション清掃スタッフ、ビル清掃スタッフ、施設警備スタッフ、駐車場スタッフ、植木職アシスタント、ケアスタッフ（介護初任者）、実践的ヘルパー（介護初任者）、病院食調理アシスタント、保育補助員、調理業務アシスタント （多摩地区実施コース）施設警備スタッフ、保育補助員
日 数	1コース 平均15日
定 員	計540人

8 はつらつ高齢者就業機会創出支援事業（アクティブ就業支援事業との連携及び支援）

地域における高齢者の就業支援を円滑に進めるため、東京都の「はつらつ高齢者就業機会創出支援事業」によって、区市町村が補助する公益法人等（以下「アクティブシニア就業支援センター」という。平成27年4月現在12か所）に対し、以下の支援を行う。

(1) 情報システムの運用等の支援

ア 情報の提供

求人情報や高齢者就業に関する情報等を提供するとともに、各アクティブシニア就業支援センター間の業務提携による自所開拓求人情報の共有化を引き続き支援する。

イ 求人開拓支援

アクティブシニア就業支援センターに関する求人事業所への認知度を強化するために、アクティブシニア就業支援センターが実施する事業所向けサービス及び求職者情報等をまとめた事業所向けパンフレットを作成、広報を実施することで、これまで確保することが難しかった職種についての自所受求人開拓の強化を目指す（2回）。

(2) 地域別合同就職面接会の支援

合同就職面接会の共催及び積極的な運営参加により、アクティブシニア就業支援センターと東京都しごとセンターの連携強化を図る（2回）。

(3) アクティブシニア就業支援センター職員の育成

相談担当職員の研修、定期的な連絡会議の開催及び求人情報の有効活用に関する情報提供等により、アクティブシニア就業支援センターの安定的、自立的な事業運営に向けた支援を行う（開所研修随時、新任研修2回、実務研修10講座）。

また、求職者の様々なニーズに応えるために、多様な働き方に関する相談対応やセミナーの企画、実施に必要な知識を付与する研修を実施する（多様な働き方企画支援研修2回）。

9 区市町村と連携した高齢者向け再就職支援セミナー等の実施

高齢者向け再就職支援セミナーや個別相談会などを区市町村と共同で開催し、企画、ノウハウ提供等の支援を行い、地域における高齢者の就業促進を図る（P27再掲）。

VI 女性の再就職支援

団塊の世代の大量退職や少子化の一層の進行に伴い、労働力の維持・確保が課題となっている。一方で、出産などを契機に働く女性の多くが退職するなど、女性の年齢別労働力率は、結婚・出産・育児期が谷となるM字型となっている。また、パート・アルバイト・派遣労働など女性就業者に占める非正規雇用の割合は上昇傾向にある。女性の再就職は、離職ブランクやキャリアの蓄積機会に乏しかったこと等による業務スキルへの不安、求人企業側・求職者双方にある職場定着への不安、子育て中の女性が就職する際の保育先の確保など家庭生活との両立への不安がネックとなり困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、東京都しごとセンターでは、平成26年7月、女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」を新たに設置した。出産や育児、介護等で離職した女性など、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、個別カウンセリングから、ビジネススキルや専門スキルを付与する能力開発、離職ブランクを回復するための職場体験など総合的支援プログラムやセミナー、求人情報の提供・職業紹介など、きめ細かい就職支援を行い、仕事と家庭の両立支援への取組みを実施する。

1 女性再就職支援窓口の運営

「女性しごと応援テラス」では、出産や育児、介護等で離職した女性など、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、個別カウンセリング、求人情報の提供・職業紹介など、個々の状況を踏まえた就職支援を行う。

(1) 就職支援アドバイザーによる支援

女性再就職支援窓口就職支援アドバイザーとして、キャリアカウンセラーを配置し、個別カウンセリングを実施する。利用者の適性、就職に向けた希望条件に合わせ、就業に関するアドバイスを行うとともに、求人情報を提供し、マッチングを含めた就職支援を行う。また、仕事と家庭を両立させながら働くためのアドバイス、保育に関する情報提供・相談を行うほか、個々の状況を踏まえた適切なサービスを提供する。

(2) 情報の提供

情報コーナーに、国や区市町村を始め、他の就業支援機関が実施している女性向けの相談窓口や能力開発セミナー等の情報、書籍等の閲覧スペースを設置し、女性向けの再就職支援情報や両立支援に係る情報を提供する。

(3) キッズスペースの設置

子連れでも安心して来所できるよう、キッズスペースを設置する。

2 女性再就職サポートプログラムの実施（拡充）

(1) 女性再就職サポートプログラム（拠点型）

結婚や出産、育児などで長期の離職ブランクのある女性など本人の自立的な活動を促す支援だけでは再就職が困難な女性求職者を主な対象として、就職活動のノウ

ハウをはじめ、ビジネススキルや経理事務、営業事務などの専門スキルを付与する職種別能力開発、離職ブランクを埋め、自信を回復するための職場体験や企業人事担当者等との交流会を組み合わせた総合的な支援プログラムを実施する（飯田橋 225 人・多摩 100 人）。

サポートプログラム修了後、一定期間を経過しても未就職の修了生に対して、グループワークなどを中心としたフォローアップセミナーを実施し、就職活動へのモチベーションアップを図り就職へつなげる（飯田橋 50 人・多摩 50 人）。

ア 女性再就職サポートプログラム（拠点型）

区 分	内 容
実施回数	13 コース（飯田橋 9 コース・多摩 4 コース） 例：経理事務、一般事務、人事労務事務等
日 数	1 コース 10～12 日
定 員	各 25 人 計 325 人

イ 女性再就職サポートプログラム（拠点型）フォローアップセミナー

区 分	内 容
実施回数	4 回（飯田橋 2 回・多摩 2 回）
日 数	1 回 1 日
定 員	各 25 人 計 100 人

(2) 女性再就職サポートプログラム（地域型）

育児等で長時間・遠距離の外出が困難な層の女性求職者を対象として、自宅近くで受けられる就業支援を拡充する。プログラムは基本スキル、就職活動のノウハウなど仕事をするうえで必要なスキルの付与や交流会、グループワークにより再就職に対する意識を高めるための総合的な支援プログラムを実施する（区部 150 人・多摩地区 75 人）。

女性再就職サポートプログラム(地域型)の修了者のうち希望者を対象に、自宅近くの企業で職場体験を実施し、キャリアブランクの回復・就職活動に向けた自信の醸成につなげるための支援を実施する（区部 60 人・多摩地区 30 人）。

ア 女性再就職サポートプログラム(地域型)

区 分	内 容
実施回数	9 コース（区部 6 コース・多摩地区 3 コース）
日 数	コース 5 日
定 員	各 25 人 計 225 人

イ 女性再就職サポートプログラム（地域型）職場体験事業

区 分	内 容
実施回数	9回（区部6回・多摩地区3回）
日 数	1回 3～5日（オリエンテーション、振り返り含む）
定 員	各10人 計90人

3 女性の再就職支援セミナー等の実施（拡充）

(1) 女性の再就職支援セミナー

再就職にあたっての心構え、はじめの一步を踏み出すためのノウハウ等を学ぶための情報提供セミナーを区市町村との連携などにより都内各所で実施する。

また、セミナー終了後、希望者に個別就業相談会を開催する。

ア セミナー 区部8回・多摩地区7回

イ 個別就業相談会 区部8回・多摩地区7回

(2) 子育て女性向けセミナー

就職活動を検討している育児中の女性を対象として、再就職にあたっての心構えのほか、保育施設等の確保と就活の両立方法、保育制度の仕組みとその活用術等、「就活」と「保活」に関する情報を提供するセミナーを都内各所で実施する。子供連れでも受講可能とする（10回）。

4 交流サイトの運営（新規）

「女性しごと応援テラス」利用者向けのサイトをしごとセンターのホームページ内に開設し、支援情報の提供や利用者同士の交流等を促進し再就職活動を支援する。

5 啓発イベントの実施（新規）

(1) 女性再就職啓発イベント

再就職について関心がありながらも具体的な行動に至っていない女性など、現行の再就職支援セミナーの受講対象者の一步手前の層を対象に公的支援の利用を促すため、啓発イベントを開催し、女性しごと応援テラスの各種事業や再就職事例、女性の再就職を支援する制度等を紹介するための講習会、家庭と仕事を両立している著名人などによる講演やパネルディスカッション等を実施する（2回）。

(2) 企業向けセミナー

人手不足等を背景に女性の活用を図りたい企業は増加しているものの、フルタイムで働けないこと等の理由から、子育て中の女性や、出産や育児等で離職してブランクがある女性などの活用にも二の足を踏む企業も多い。こうした企業に対し、女性しごと応援テラスでの再就職事例や企業の工夫で女性の採用が可能となった事例などを紹介するセミナーを実施し、女性の活用を促進する（2回）。

6 利用者向け託児サービス等の実施

子供連れでも安心して東京都しごとセンターに来所でき、個別カウンセリングや各種就業支援メニューを利用できるよう、キッズスペースの設置や託児室の運営を行うとともに、女性再就職サポートプログラム（地域型）においても託児サービスを実施し、子育て中の女性の就職活動を支援する。

7 女性再就職応援助成金事業（平成 26～28 年度、都出えんによる基金事業）

保育所等が行う一時託児サービスを利用しながら就職活動を行っている女性求職者に対し、託児料の一部を助成することにより就職活動を更に促進し、雇用につなげる女性再就職応援助成金事業を、東京都からの出えんによる基金事業として実施する。

東京都しごとセンター利用者が、女性再就職サポートプログラムの職場体験または採用面接等の就職活動を行う際、満 6 歳までの未就学児を保育所等が行う一時託児サービスを利用した場合に、その託児料の一部を助成する（職場体験時 70 人・就職活動時 430 人×3 回）。

Ⅶ 東京都しごとセンター多摩事業

多摩地域における雇用・就業支援拠点として、若年者から高齢者まですべての年齢層の利用者に対し、キャリアカウンセリング・求職活動支援セミナー・求人情報の提供・職業紹介等、雇用就業に関する一貫したサービスをワンストップで提供する。

また、身近な地域における支援が特に有効である、フリーターや女性、高齢者等に対する支援や、平日に時間が取れない利用者向けの支援に加え、企業の内定を得られていない新卒未内定者に対する支援を効果的に実施する。

さらに、中小企業団体や行政機関等と連携し、地域に出向いた就職面接会を実施するなど、地域に密着した事業の展開を図る。

なお、新たに多摩地域の若者に多摩地域の中小企業の情報を提供するため、交流支援事業を実施する。

1 総合相談サービス

(1) 総合案内

利用者が各種事業の内容を理解し、最適なサービスを受けることができるよう案内を行う。

(2) 情報コーナーの運営

パソコンでの応募書類作成や情報検索のほか、求人情報誌等の書籍を閲覧できるコーナーを設置し、求職活動に役立つ情報の提供を行う。

(3) 事業所相談

事業所向けサービスとして、人材活用に関する相談に応じるとともに、求人を受け付ける。

2 就職支援アドバイザーによる支援

若年者から高齢者まですべての年齢層の利用者に対して、専門的知識・経験を有する民間就職支援会社の就職支援アドバイザーによる担当制のキャリアカウンセリング、就職ノウハウのアドバイス、求人情報の提供など、きめ細かな就職支援を行い、早期の就職を支援する。

3 就職ノウハウセミナーの実施

就職活動の進め方、自己理解、履歴書・職務経歴書等の応募書類の書き方、面接対処方法等、就職ノウハウを身につけるためのセミナーを各年齢層のニーズにあわせて実施する（各年齢層 月1回）。

4 能力開発コースの実施

就職にあたって必須となるパソコンの技術・技能を身につけるための能力開発コースを実施する（24回）。

5 土曜就活セミナーの実施

平日の来所が困難な利用者に対し、就職活動に役立つテーマを毎回設定し、効率的に就職活動スキルの習得を図ることができるよう、土曜就活セミナーを実施する（40回）。

6 ターゲットを絞ったサービス

身近な地域における支援が特に有効である、フリーターや女性、高齢者等に対する支援を効果的に実施していく。

また、女性の再就職支援セミナーでは、子育て中の女性が受講しやすいよう託児サービスを実施する。

(1) フリーター向け短期集中就業支援プログラム（3回）

(2) 女性の再就職に対する支援（拡充）

ア 女性の再就職支援セミナー（P45再掲）

① 女性再就職支援セミナー（7回）

② 個別就業相談会（7回）

イ 女性再就職サポートプログラム（P43再掲）

① 女性再就職サポートプログラム（拠点型）

(ア) 女性再就職サポートプログラム（拠点型）（4コース）

(イ) 女性再就職サポートプログラム（拠点型）フォローアップセミナー（2回）

② 女性再就職サポートプログラム（地域型）

(ア) 女性再就職サポートプログラム（地域型）（3コース）

(イ) 女性再就職サポートプログラム（地域型）職場体験事業（3回）

(3) 高齢期向け再就職支援セミナー（3回）

(4) 早期就職支援事業（P36再掲）

ア ジョブコーディネーターによる支援

イ グループワーク（12回）

ウ フォローアップ講座（12回：3日×4回）

エ 就職面接会（12回）

(5) 新卒支援事業

ア 面接対策セミナー（5回）

イ 合同企業説明会（5回）

ウ 中小企業見学（15回）

エ 大学等就職支援者向けセミナー（2回）

オ 保護者向けセミナー（1回）

カ 保護者向け中小企業見学（1回）

7 地域と連携した就業支援事業

厳しい雇用情勢の中でも、利用者の地域での就業志向は高い。利用者のニーズに応え、また、東京都しごとセンター多摩を利用しにくい地域の求職者への効果的な支援を行っていくため、市町村・中小企業団体・職業能力開発センター等と連携を図り、面接会・セミナーを共同で展開していく。

さらに、自治体・関係機関等のネットワークを強化し、地域と協力して効果的な支援サービスを提供することにより、多摩地域の雇用就業の推進を図っていく。

(1) 就職支援事例検討会

市町村の就業支援担当者向けに、就業支援における課題について検討する事例検討会を実施する（2回）。

(2) 企業向けセミナー

中小企業団体等と連携し、多摩地域の企業に対して、若年者の人材育成やフリーターの正社員化に取り組む好事例を紹介する等のセミナーを実施する（1回）。

(3) 企業説明会

多摩地域の企業が求める人材像や企業PR等を行う場を設け、利用者の企業に対する理解を促進し、多摩地域の中小企業等へ誘導する（1回）。

(4) 就職面接会等

多摩地域の中小企業等への人材供給と、求職者への就職機会の提供を目的として就職面接会を実施する（合同就職面接会4回・地域就職面接会15回・地域セミナー20回）。

8 多摩地域若者・中小企業交流支援事業（新規）

多摩地域の大学等に講師を派遣し、中小企業の魅力や企業選びのポイントなどの情報提供を行う。また、多摩地域の若者（29歳以下）に、多摩地域の中小企業の情報を得る機会を提供するため、若者と中小企業との交流会を各地域で開催する。

(1) 講師派遣事業

中小企業交流会に先立ち、多摩地域の企業の魅力や適職探しのポイント、企業を選ぶ際の注意点、心構えや知識などを提供する（125回）。

(2) 中小企業交流会

多摩地域の優良中小企業の魅力を理解するセミナーを実施するとともに、多摩地域の若者に対し多摩地域の優良中小企業情報を直接知る機会を提供するため、若者と中小企業の交流会を実施する（20回）。

【Ⅳ】緊急就職支援事業の推進

(平成 23～28 年度、東京都出えんによる基金事業)

東日本大震災の直接的・間接的影響により就業支援が必要となった被災者及び避難者に対し重点的に就職支援するため、東京都からの出えんによる基金事業として緊急就職支援事業を引き続き実施する。

なお、震災影響離職者、就職氷河期世代、長期離職者に対しては、就職後支援のみを実施する。

1 専門相談員「ジョブコーディネーター」の配置（平成 23～28 年度）

被災者及び避難者に対し、専用窓口で専門相談員として「ジョブコーディネーター」を配置し、求人情報の提供や就職活動に関する相談・助言等、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うとともに、就職後も職場訪問等により継続的な支援を実施する。また、関係機関と連携し行政や能力開発に関する情報の提供を行う。

さらに、被災者または避難者の支援団体等と連携し、支援内容等について情報交換を行うとともに、出張相談等、求職者の利便性を配慮した支援を実施する。

2 採用企業への支援（平成 23～28 年度）

支援対象者を採用した企業に対し、ジョブコーディネーターが人材活用や人材育成等に関する相談・助言及び情報提供を行う。

また、正社員など期間の定めのない雇用契約又は 6 か月以上の有期雇用契約により 6 か月以上雇用した企業に対して助成金を支給する。

3 就職後支援プログラムの実施（平成 25～27 年度）

就職氷河期世代で正社員として就職した者を対象に、職業人としての基礎を身につけ職場定着を図るとともに、職場での活躍を促進し自立的なキャリア形成を支援する就職後支援プログラムを実施する。

【収 1 : 損害保険の代理業】

シルバー人材センターおよび会員等に係る損害保険代理業

シルバー総合保険事業は、シルバー人材センター及び会員のための傷害及び賠償責任保険等を取り扱う。

財団が損害保険代理業として、シルバー人材センターとの保険契約の締結、事故処理等の相談を行うとともに、安全就業に関する調査を行いシルバー保険制度の安定的運営を図ることでシルバー人材センターの経営を支援する。

また、代理店手数料収入を活用した公益目的事業も実施する。

1 シルバー総合保険代理業の実施

(1) 取扱保険

ア シルバー総合保険

シルバー人材センター団体傷害保険、シルバー人材センター賠償責任保険

イ その他の損害保険

シルバー人材センター事業に係る役員賠償責任保険、個人情報取扱事業者保険、自動車保険、自動車管理者賠償責任保険、現金動産総合保険他、シルバー人材センター一般労働者派遣事業に係る損害保険設計（新規）

(2) 主な業務

損害保険代理店として、下記の業務を行う。

ア 保険契約の締結（加入手続き）、保険料の領収・管理・精算

イ 保険契約の維持・管理

ウ 事故通知の受付、保険会社への事故報告、保険金請求手続きへの協力

エ 照会・苦情への対応、保険相談および提案、事故相談等

2 代理店手数料収入を活用した事業の実施

(1) シルバー人材センター団体傷害保険の事故に関する調査及び事例集の作成（新規）

会員の傷害事故件数は依然として高水準にあるため、就業中及び就業途上での傷害事故の実態を明らかにし、シルバー人材センター及び会員が共有することで、自律的な改善を促し事故の低減を目的とする調査を実施する。

調査は外部専門家に委託して、過去数年間の事故の実態を解明し、会員の就業中および就業途上の事故事例を内在する問題点と共に顕在化させる。調査により明らかとなった顕著な事例を『シルバー人材センターの傷害事故事例集』として取りまとめ、全シルバー人材センターに対して情報の共有化を図り、安全就業の徹底を図る。

(2) 安全就業の推進に向けた支援

ア ブロック研修

『事故の未然防止ポイント集』及び『シルバー人材センターの賠償事故事例集』の活用に向けた研修をブロック単位に行う。

イ 個別研修（新規）

シルバー人材センター等からの要請に基づき、会員の安全就業及び事故防止に資する講習等を実施する。

ウ 事故予防ツールの作成（新規）

就業の経験年数の浅い会員に事故が集中しているため、「ヒヤリハット支援ツール」モデル及び「KY（危険予知）シート」を作成し、シルバー人材センターでの自律した安全就業対策を支援する。

(3) 「傷害・賠償事故の未然防止対策集（仮称）」の作成（新規）

過去4年間に実施した調査、「事故の未然防止ポイント集」「傷害・賠償事故事例集」の作成等により得られた知見をもとに、「傷害・賠償事故の未然防止対策集（仮称）」を作成し、シルバー人材センターに配付する。

(4) シルバー総合保険に関する周知

保険手続き・保険金請求等に関する手引き、チラシ他を作成する。

(5) 事故対応等に関する法律相談

事故対応等について弁護士による専門相談を実施する。